

令和 4 年度の業務の実績に関する評価（ポイント）  
（漁業災害補償関係業務）

◎ 当基金の令和 4 年度における業務の実績に関する主務大臣の評価結果は、以下のとおり。

- 1 中期目標における所期の目標を達成していると認められ、総合評定は B。
- 2 業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ適確に業務運営が遂行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画どおり順調に業務が実施されている。
- 3 項目別では、S が 1 項目、A が 1 4 項目、B が 1 9 項目、評価の対象外が 5 項目。
- 4 漁業災害補償関係業務は、A 評価となった。

## 項目別の実績と評価の概要

### ○ 共済団体に対する貸付業務の適正な実施

- ・ 令和4年度においても国の保険金の支払不足が生じる中、出資金等の水準を大きく超える貸付けを実施するため、国・漁済連との借入希望額についての緊密な連絡体制の構築や、民間金融機関から必要額を安定的に調達するための働きかけ等に努め、漁業共済団体へ安定した貸付けを実施。



- ・ 主務大臣の評価はA（自己評価はA）

独立行政法人農林漁業信用基金の  
令和4年度に係る業務の実績に関する評価書

財務省  
農林水産省

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農林漁業信用基金	
評価対象事業年度	年度評価	令和4年度（第4期）
	中期目標期間	平成30～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長 宮田 龍栄
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 神田 宜宏
主務大臣	財務大臣（農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業に関する評価を農林水産大臣と共管）		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長 芹生 太郎
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 阪井 聡至

3. 評価の実施に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7月26日：年度実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング</li> <li>・ 7月31日：年度実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取</li> </ul>

4. その他評価に関する重要事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>

様式 1-1-2 農林漁業信用基金 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
		B	B	B	B	B
評価に至った理由	項目別評価は39項目のうち、Sが1項目、Aが14項目、Bが19項目、評価の対象外が5項目となっており、全体として中期目標における所期の目標を達成している。また、全体の評価を引き下げる事象もなかったため、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づきBとした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ適確に業務運営が遂行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画どおり順調に業務が実施されていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	・独法評価有識者会議農林漁業信用基金部会の有識者より、一部の定量的な目標設定（第2-2）について、今後も20%以上の一般管理費の抑制を課すとなると、事業の質の低下をもたらすのではないかと意見が出された。

年度評価 項目別評定総括表（主務大臣評価）

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調査No	備考
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B	B		
1 農業信用保険業務	B	B	B	B	B	第1-1	P 4
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組【重要度：高】	B○	B○重	B○重	B○重	B○重	第1-1-(1)	P 6
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度：高】	B○	A○重	B○重	B○重	B○重	第1-1-(2)	P 9
(3) 保険事故率の低減に向けた取組	B	B	A	A	A	第1-1-(3)	P12
(4) 求償権の管理・回収の取組	B	B	A	A	A	第1-1-(4)	P16
(5) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B	B	第1-1-(5)	P19
(6) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	A	B	第1-1-(6)	P21
2 林業信用保証業務	B	B	B	A	A	第1-2	P24
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	B	B	B	B	B	第1-2-(1)	P26
(2) 適切な保証料率の設定【重要度：高】	B○	B○重	B○重	A○重	A○重	第1-2-(2)	P29
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組	B	B	B	A	S	第1-2-(3)	P31
(4) 求償権の管理・回収の取組	B	B	B	B	B	第1-2-(4)	P35
(5) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B	A	第1-2-(5)	P37
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	B	B	B	A	A	第1-2-(6)	P39
(7) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	B	A	第1-2-(7)	P41
3 漁業信用保険業務	B	B	A	B	B	第1-3	P44
(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度：高】	B○	B○重	A○重	B○重	B○重	第1-3-(1)	P46
(2) 保険事故率の低減に向けた取組	B	B	A	A	A	第1-3-(2)	P49
(3) 求償権の管理・回収の取組	B	B	A	A	A	第1-3-(3)	P52
(4) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B	B	第1-3-(4)	P54
(5) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	B	B	第1-3-(5)	P56
4 農業保険関係業務	B	B	B	B	B	第1-4	P59
(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B	B	B	B	B	第1-4-(1)	P61
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施	B	B	B	-	B	第1-4-(2)	P62
5 漁業災害補償関係業務	B	B	A	A	A	第1-5	P64
(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B	B	B	B	B	第1-5-(1)	P66
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施	-	-	A	A	A	第1-5-(2)	P68

（注1）評価は、「第1-1-(3) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第1-2-(3) 代位弁済率の低減に向けた取組」、「第1-3-(2) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」を除き定性評価である。  
「第1-1-(3) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第1-2-(3) 代位弁済率の低減に向けた取組」、「第1-3-(2) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」については、中期目標期間で達成の可否を判断する項目であるため、見込評価、期間実績評価及び5年目の年度評価では定量で評価し、それ以外の場合は定性評価とする。

（注2）重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付し、重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付している。

（注3）第1の評定については、当該大項目を構成する5つの中項目のうち、2項目でA、3項目でBとなり、重要度：高とした小項目を含む3つの中項目のうち、1項目でA、2項目でBとなったため、Bとした。

（2項目×3点+3項目×2点+1項目×3点+2項目×2点）／（5項目×2点+3項目×2点）=118.75%

第2の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち、4項目でAとなったため、Aとした。（4項目×3点）／（4項目×2点）=150%

第3の評定については、当該大項目を構成する8つの中項目のうち、実績のない4項目を除き、4項目でBとなったため、Bとした。（4項目×2点）／（4項目×2点）=100%

第4の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち実績のない1項目を除き、1項目でA、2項目でBとなったため、Bとした。（1項目×3点+2項目×2点）／（3項目×2点）=116.7%

法人の総合評価については、大項目4つのうち、1項目でA、3項目でBとなり、重要度：高とした小項目を含む1つの大項目がBであったため、Bとした。（1項目×3点+3項目×2点+1項目×2点）／（4項目×2点+1項目×2点）=110%

※評価基準に基づき算定。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調査No	備考
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B	A		
1 事業の効率化（平成29年度対比5%以上の事業費の削減）	B	B	B	B	A	第2-1	P70
2 経費支出の抑制（平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制）	B	B	B	B	A	第2-2	P72
3 調達方式の適正化	B	B	B	A	A	第2-3	P74
4 電子化の推進	B	B	B	B	A	第2-4	P79
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B	B		
1 財務運営の適正化	B	B	B	B	B	第3-1	P81
2 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	B	第3-2	P84
3 決算情報・セグメント情報の開示	B	B	B	B	B	第3-3	P87
4 長期借入金の条件	-	-	-	-	-	第3-4	P88
5 短期借入金の限度額	-	-	B	B	B	第3-5	P89
6 不要財産の処分に関する計画	-	-	B	B	-	第3-6	P90
7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画	-	-	-	-	-	第3-7	P92
8 剰余金の使途	-	-	-	-	-	第3-8	P93
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B	B	B	B		
1 施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	第4-1	P94
2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B	B	B	B	第4-2	P95
3 積立金の処分に関する事項	B	B	B	B	B	第4-3	P98
4 その他中期目標を達成するために必要な事項	B	B	B	A	A	第4-4	P99
(1) ガバナンスの高度化	B	B	B	A	A	第4-4-(1)	P100
(2) 情報セキュリティ対策	B	B	B	B	B	第4-4-(2)	P105
別紙	1. 令和4事業年度予算及び決算		2. 令和4事業年度収支計画及び実績				
	3. 令和4事業年度資金計画及び実績		4. 令和4事業年度業務収支				

(年度評価 項目別評定調査 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置))

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1	農業信用保険業務

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報		②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)				
農業信用保険業務		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1-1-(1)参照)						
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1-1-(2)参照)						
(3) 保険事故率の低減に向けた取組 (第1-1-(3)参照)						
(4) 求償権の管理・回収の取組 (第1-1-(4)参照)						
(5) 利用者のニーズの反映等 (第1-1-(5)参照)						
(6) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-1-(6)参照)						
予算額 (千円)		27,216,555	25,905,763	26,421,390	26,252,062	26,371,908
決算額 (千円)		21,652,333	21,755,048	21,563,897	21,682,207	21,457,944
経常費用 (千円)		3,219,733	3,270,132	8,025,262	3,468,216	2,967,850
経常収支 (千円)		2,804,602	3,156,208	△3,080,202	1,613,911	1,779,199
行政コスト (注) (千円)		△2,764,435	3,270,175	8,026,770	3,468,216	2,967,993
従事人員数 (人) ※期首の全体数		※110	※108	※110	※111	※108

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	B
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1-1-(1)参照) (2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1-1-(2)参照) (3) 保険事故率の低減に向けた取組 (第1-1-(3)参照) (4) 求償権の管理・回収の取組 (第1-1-(4)参照) (5) 利用者のニーズの反映等 (第1-1-(5)参照) (6) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-1-(6)参照)	第1-1-(1)～(6)を参照。	同左	同左	評定:A 3項目についてA、3項目についてBとしたことから、中項目「1 農業信用保険業務」についてはA評価とする。	評定	B
					<p>&lt;評定に至った理由&gt; 6つの小項目のうち、2項目でA、4項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた2項目((1)融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、(2)適切な保険料率・貸付金利の設定)でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「1 農業信用保険業務」についてはB評価とする。</p> <p>(2項目×3点+4項目×2点+2項目×2点)÷(6項目×2点+2項目×2点)=112.5%</p> <p>※算定にあたっては、評定毎の点数を、S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点とし、</p>	

					<p>重要度が高い2項目（（1）融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、（2）適切な保険料率・貸付金利の設定）については、ウエイトを2倍としている。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>—</p>
--	--	--	--	--	--



1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-1)	農業信用保険業務－融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) (平成 29 年度 (2017 年度))	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数	-	のべ 252 機関 期中増 19 機関	のべ 267 機関 期中増 17 機関	のべ 272 機関 期中増 7 機関	のべ 275 機関 期中増 5 機関	のべ 277 機関 期中増 5 機関	のべ 280 機関 期中増 3 機関	
融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況	-							
農業団体等関係機関との意見交換回数	年 3 回以上	7 回	7 回	3 回	5 回	6 回	7 回	
銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換	(参考情報欄に記載)	16 回	30 回	14 回	2 回	2 回	1 回	H30～R元年度の指標：年 20 回以上、 R 2～4 年度の指標：基金協会から要請のあったもの全て

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置  1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数：年 3 回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数：農業信用基金協会から要請のあったもの全てについて実施  <評価の視点>	<主要な業務実績> ○ 制度の普及推進・利用促進のため、農業団体等関係機関が主催するウェブ会議及び現地会議に 7 回出席し、農業信用保証保険制度の現状説明や意見交換を行った。  ○ 各基金協会の融資機関等に対する活動について、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、コロナ禍においても基金協会と一体となって制度の普及推進・利用促進が図られるよう取り組み、1 基金協会からの要請を受け、当該基金協会が主催した県下融資機関等を対象とした現地会議に出席し、制度説明を行った。	<自己評価> 評価：B コロナ禍において、ウェブ会議システムを活用するなどして基金協会と一体となって制度の普及推進・利用促進を図るため、基金協会からの要請を受け、融資機関等に対して制度の説明を行うとともに、普及推進等の活動を促すための助成を行ったことから、B とする。  <課題と対応> -	評価 B  <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -  <その他事項> -	

<p>制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。</p> <p>取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数（平成28年度末までの実績：のべ234機関）</li> <li>○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況（意見交換回数等）</li> </ul> <p>&lt;想定される外部要因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行・信用金庫・信用組合等との保証契約は、信用基金が直接契約を締結するものではなく、農業信用基金協会が締結することや融資機関の経営方針及び農業融資への取組方針によつ</li> </ul>	<p>制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。</p> <p>取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数</li> <li>○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上</li> <li>・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数</li> </ul> </li> </ul>	<p>広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。</p> <p>取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。</p> <p>また、融資機関等関係機関との情報交換に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、制度の普及推進等に向け、相手先との関係強化を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数</li> <li>○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上</li> <li>・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数：農業信用基金協会から要請のあったもの全てについて実施</li> </ul> </li> </ul>	<p>農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進しているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記の取組に加え、基金協会の創意工夫による普及推進活動を促進するため、各基金協会に対して助成を行った。</li> <li>○ 保証契約の締結状況については、4年度には、2基金協会において、新たに3融資機関と保証契約を締結したところ。（令和4年度末時点でのべ280融資機関と契約。）</li> </ul>		
--	---	--	---	--	--	--

<p>ては契約に至らない融資機関も存在することから、評価において考慮するものとする。</p> <p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人経営体の増加や他産業からの参入などにより、農業者等の資金調達について、多様な融資機関が利用されるようになってきていることから、農業者等が選択した融資機関の業態に関わらず同等・同質の保証を円滑かつ適切に提供することが必要となっている。信用基金・農業信用基金協会がそれぞれの役割を踏まえつつ、農業信用保証保険制度の保険業務を行う全国組織である信用基金が、農業信用基金協会と一体となって、銀行、信用金庫、信用組合等に対する農業信用保証保険制度の普及推進・利用促進の取組を行い、上記の保証契約の拡大等を図ることが重要であるため。</li> </ul>						
--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(2)	農業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主な経年データ										
主要なアウトプット（アウトカム）情報										
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
主な資金の保険料率（保証保険）										
特定 資金	農業経営改善資金	－	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%		
	農業経営維持資金	－	年0.18%又は 年0.34%	年0.18%又は 年0.34%	年0.18%又は 年0.34%	年0.34%	年0.34%	年0.34%		
農業施設資金		－	年0.16%又は 年0.28%	年0.16%又は 年0.28%	年0.16%又は 年0.22%	年0.18%	年0.18%	年0.18%		
農業運転資金		－	年0.14%又は 年0.26%	年0.14%又は 年0.26%	年0.14%又は 年0.26%	年0.18%又は 年0.23%	年0.18%又は 年0.23%	年0.18%又は 年0.23%		
農家経済安定施設資金		－	年0.11%	年0.11%	年0.09%	年0.09%	年0.09%	年0.09%		
農家生活改善資金		－	年0.26%	年0.26%	年0.21%	年0.21%	年0.21%	年0.21%		

(注) 上記のほか、農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について災害特例保険料率を設けている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において保	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検は行われているか 信用リスク評価の精緻化による保証・保険料率の導入に向けた取組は行われているか 基金協会に対する貸付金利は、適切な水	<主要な業務実績> ア 適切な水準の保険料率の設定 ○ 下記のとおり、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態を踏まえ料率算定委員会等における点検等を行い、リスクを勘案した適切な水準の保険料率を設定した。 i) 令和4年12月に料率算定委員会を開催し、 ・ 例年実施することとされている保険料率の点検については、資金全体の現行保険料率と、収支均衡が見通される理論値がほぼ一致していることから、現行保険料率で据え置くことが適当としたが、毎年度の理論値を踏まえた保険料率見直しにとどまらず、保険料率体系全般を見直すことが必要と整理した。 ・ 今後の課題として整理した事項 主務省から4年8月に示された「独立行政法人農林漁業信用基金の業務・組織全般の見直し」の内容が次期中期目標に盛り込まれるものと想定し、保険料率体系全体の見直しとなることから、基金協会の理解を得るだけでなく、主務省との十分な協議が必要となり、また、経過措置期間が必要となる可能性があることも想定し、早期	<自己評価> 評価：A 保険料率算定委員会等において、保険料率が適当か点検等を行った。また、令和2年度から導入した信用リスクに応じた保証・保険料率について、令和4年度に引き受けた全ての案件に適用した。 これらに加え、次期中期目標期間で資金	評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －  <その他事項> －

<p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。</li> </ul> <p>イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。</p> <p>イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。</p> <p>検討に当たっては、蓄積した借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デフォルト率の算定に当たっては、一定のデータ（財務データ、デフォルトデータ等）の蓄積が必要であり、取組を開始した平成27年度から蓄積されたデータを基に、計画的なシステム構築及び精緻化モデルの</li> </ul>	<p>水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p>イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。</p> <p>検討に当たっては、取組を開始した平成27年度から蓄積された借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会等と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。</p> <p>ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p>イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業近代化資金、日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金（青年等就農資金及び農業改良資金を除く。）並びに農業経営改善促進資金について、借入者のデフォルト率に基づく保証・保険料率の円滑な適用に努める。</p> <p>ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>準に設定されているか</p>	<p>に検討が開始できるよう、その検討を行うに当たって議論の素材となる論点を整理する必要があると考え、令和4年度中に論点を整理した。</p> <p>具体的には、従来の保険料率体系の分析を行った結果、資金全体での収支は取れているものの、「生活資金（農外事業資金を含む）、農業資金を合わせた資金全体で収支均衡を図っており、資金間の収支バランスが崩れている」ことなど、課題があることを認識した。</p> <p>洗い出された従来の保険料率体系の課題に対し、早期に検討が進められるよう、①考えられるより望ましい保険料率体系の方向性及び②検討に当たって留意すべきと考えられる点を整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行等案件の事故率に係る検証 4年度に事故率データの分析、検証を行うとともに、基金協会（6協会）にヒアリングを行った。 今後は銀行等案件について保険事故率の低減を図るために有益な取組を基金協会に情報提供を行っていくことが必要。</li> <li>・ 災害特例保険料率に係る検証 災害特例保険料率については、第4期中期目標期間に各基金協会に浸透してきたものと考えられるが、基金協会の活用状況のバラつき等の課題を踏まえ、次期中期目標期間において、より適確な運用となるよう制度を改善。</li> </ul> <p>ii) 上記の料率算定委員会の結果については、令和5年2月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 <a href="https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html">https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html</a></p> <p>イ 信用リスクに応じた保証・保険料率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年度から導入した借入者のデフォルト率に基づく信用リスクに応じた保険料率については、令和4年度に引き受けた農業近代化資金等3資金*の全案件に適用した。</li> </ul> <p>〔※ 農業近代化資金、日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金（農業改良資金及び青年等就農資金を除く）並びに農業経営改善促進資金の3資金。〕</p> <p>ウ 適切な水準の貸付金利の設定 日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」における預入期間ごとの利率に2分の1を乗じて得た利率を、引き続き適用した。</p>	<p>の収支状況、資金間の収支バランスを踏まえたより望ましい保険料率体系を導入することとし、その体系の導入に向けた検討課題について、同委員会において論点整理を行い、基金協会と情報を共有した。</p> <p>このように将来的に継続的安定的な制度運営が可能となる財務基盤の確立に向けた道筋をつけたことから、Aとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>—</p>	
--	---	--	-------------------	--	--	--

<p>試行期間を踏まえると、最終年度までの導入が適当。</p> <p>&lt;想定される外部要因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>借入者のデフォルトは、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、借入者の信用リスク評価の精緻化を行うために必要なデフォルトデータの蓄積が進まないことも想定されるため、評価において考慮するものとする。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>信用リスク評価の精緻化による保証・保険料率の設定の取組は、農業者等の経営努力を保証・保険料に反映するためのものであり、農業者等の自主性と創意工夫を活かした経営改善の取組を支援する重要なものであるため。</li> </ul> <p>ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>						
---	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(3)	農業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① (百万円)	-	1,755,368	402,440	820,102	1,212,829	1,593,063	1,974,054	
今期保険金支払額② (今期引き受けた案件のみ) (百万円)	-	668	3	60	289	594	1,266	
保険事故率(②÷(①× 保険てん補率))	中期目標期間中の 保険事故率： 0.15%以下	0.05%	0.00%	0.01%	0.03%	0.05%	0.09%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大	(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大	(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下  <その他の指標> なし  <評価の視点> 保険事故率の低減に向けて、基金協会との協議、融資機関との適切なリスク分担、期中管理等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の事故率は0.09%であり、定量的指標（0.15%以下）を達成した。  ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等 ○ 農業者の経営構造が変化し、農業者数の大幅な減少により、小規模農業者からの引受が減る一方で、大規模化した農業者からの高額引受案件が増加し、結果として、保険としてのリスク分散が、以前より難しくなっていること等を踏まえ、保険事故率低減に向けた方策の拡充として、信用基金が主体的に取り組むことができる手段であり、保険事故の発生抑制に一定の効果を発揮している基金協会との大口保険引受の事前協議について、その審査に当たって適用するものとして「大口保険保証事前協議における引受条件等内部基準」（以下「ガイドライン」という。）を農業構造の変化、経営・財務状況に着目した審査を充実させて設定し、令和4年4月1日からの大口保険引受の事前協議に適用した。（農業資金の事前協議116件について適用。）  大口保険保証の事前協議案件審査に当たっては、令和4年3月に農業者の経営・財務状況に着目した審査（稟議）の着眼点について整理した「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を活用して取り組んだ。	<自己評価> 評定：A 中期目標期間中の保険事故率は、令和4年度末で0.09%であり、定量的指標（0.15%以下）の達成度合いが120%以上となった。 保険事故率が抑制されるよう、基金協会との事前協議等を確実に実施したほか、部分保証等の効果検証や、要管理先案件等について基金協会等と連携して状況把握を行った。 これらに加えて、保険事故率低減に向けた方策の拡充として、信用基金が主体的に取り組むことができる手段であり、保険事故の発生抑制に一定の効果を発揮している大口保険保証引受事前協議について、令和4年4月に設定した引受条	評価 A  <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、保険事故率の低減に資する取組として、法人が独自に、①これまでの事故事例を分析し、引受段階から期中管理段階までの教訓を整理したカルテを作成して基金協会へ共有するとともに、②各基金協会が行う期中管理活動等への助成事業（例えば、基金協会が、延滞中の借入者や償還条件変更等に係る融資機関との協議の際に助成）を実施した。こうした取組等により、保険事故率の目標値の達成度合いが120%

<p>口 保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。</p> <p>イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。</p> <p>ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会が行う期中管理の</p>	<p>口 保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。</p> <p>イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、農業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。</p> <p>ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理</p>	<p>口 保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。</p> <p>イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を検証するとともに、農業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。</p> <p>ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や要管理先</p>		<p>また、令和4年度においては、勉強会を4基金協会と実施し、信用基金の審査の着眼点を紹介することにより基金協会と認識を共有するとともに、今後の事前協議の際に信用基金の審査に必要な情報を予め基金協会の保証引受審査の段階で整理いただくよう依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議 64 件（令和3年度 56 件）</li> <li>・ 大口保険引受案件の事前協議 142 件の全件（令和3年度 141 件）</li> <li>・ 大口保険金請求案件の事前協議 3 件の全件（令和3年度 5 件）</li> </ul> <p>○ 基金協会の保証審査能力の向上に資するため、令和4年9月に基金協会向けの研修会をウェブにより開催した。</p> <p>○ 基金協会との保証要綱等の協議について、保証要綱等の制定・改正の内容が、全国統一の融資要項と同一（同等、条件強化）の場合等における信用基金への「通知」は、基金協会の事務負担を軽減するため不要とし、代替措置として、保険事故発生通知時に、一定の規模以上の案件について、県版の融資要項の範囲内となっているかどうかを確認するよう、農業保証保険取扱要領の変更を令和5年3月に行い令和5年4月からの協議に適用した。</p> <p>この見直しにより、基金協会の事務負担の軽減を図り、保証引受審査についてメリハリをつけて、厳格な審査が必要な案件に集中しつつ、迅速化を図り、保険事故率が抑制されるよう措置した。</p> <p>イ 融資機関との適切なリスク分担等</p> <p>○ 令和4年12月に業務運営の検証委員会を開催し、現在実施している部分保証やペナルティー方式等の方策について導入効果の検証等を行った。その結果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部分保証やペナルティー方式については、一定の効果は認められるものの、       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 部分保証については、対象資金が主に負債整理資金に限られている、</li> <li>② ペナルティー方式については、融資機関の負担がわずかで有効性は限定的で、融資機関から「使い勝手が悪い」という意見がある</li> </ol>       など、様々な課題もあり、これを基金協会が個別に克服するのは困難なため、上記アのとおり大口保険引受案件の事前協議を行った。     </li> <li>・ 主務省から信用基金に対し、利用者の利便性の向上と信用基金の事務処理の透明性を確保するため、標準処理期間の精査及び設定を検討するよう指示。第4期中期目標期間の事務処理を精査した上で、第5期中期目標期間については、</li> </ul>	<p>件等内部基準を適確に運用する取組が実施された。</p> <p>また、引受段階から期中管理の段階まで今後の教訓を整理したカルテを作成し、ウェブ勉強会において事事例の分析や留意点等の共有を行ったほか、助成事業を活用して、基金協会において、保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。</p> <p>以上のことから、Aとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>－</p>	<p>以上となったことから、「A」評価が妥当である。</p> <p>今後も、保険事故率の低減に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>－</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>－</p>
---	---	--	--	---	--	--



<p>改善を求め るなど、保険 事故の未然 防止に努め る。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 中期目標 期間中の保 険事故率（直 近5年の平 均実績： 0.15%）</p> <p>&lt;想定される外 部要因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険事故に ついては、経 済情勢、国際 環境の変化、 災害の発生、 法令の変更 等の影響を 受けるもの であるため、 評価において 考慮する ものとする。</li> </ul>	<p>を通じて、必 要に応じ農 業信用基金 協会等が行 う期中管理 の改善を求 めるなど、保 険事故の未 然防止に努 める。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 中期目標 期間中の保 険事故率： 0.15%以下</p>	<p>以下に分類 された案件 の期中管理 報告を受け ることにより 状況を把握 し、必要に 応じて経営 改善計画の 進捗管理の 徹底及び見 直し等、農業 信用基金協 会等が行う 期中管理の 改善を求め るとともに、 期中管理要 領等の見直 しが必要と 認められる ときは、その 旨通知する ことにより 保険事故の 未然防止に 努める。</p> <p>また、農業 信用基金協 会及び融資 機関との協 議等に当 たっては、 ウェブ会議 等、現地訪問 以外の手法 も柔軟に活 用し、保険事 故の未然防 止に向け、連 携強化を図 る。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 中期目標 期間中の保 険事故率： 0.15%以下</p>		<p>① 大口保険引受の事前協議については、標準処理期間を新たに設定</p> <p>② 保険金支払審査、保険通知等の従来から標準処理期間が定められている事務については、引き続き同様に標準処理期間として設定</p> <p>するとの方向で検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度から、信用基金として開始した要管理特定事前協議被保証者の期中管理方針の報告書について、期中管理を強化する取組を検証。要管理特定事前協議被保証者のうち要管理先以下とされた者を対象に、各基金協会に行ってもらった格付区分の9割以上は適当な格付区分となっていた。</li> </ul> <p>○ 上記の業務運営の検証委員会の結果については、令和5年2月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。</p> <p>その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 <a href="https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html">https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html</a></p> <p>○ 部分保証の引受実績は、134件（令和3年度127件）。</p> <p>ウ 大口保険引受先を中心とした期中管理報告や現地協議の実施</p> <p>○ 要管理特定事前協議被保証者の期中管理について、適確な期中管理の実施により保険事故率の低減に努めるため、新たに信用基金が定めた統一的な判断基準に基づく「格付区分」とその対応策を基金協会に求めることとし、令和4年6月に定め実施した。令和4年8月末までに、保証保険については、23基金協会から、要管理特定事前協議被保証者61者の財務状況等を踏まえた期中管理方針の報告を受け、また、融資保険については、6融資機関から、全貸付先14者の直近の財務状況等の報告を受け、その保険引受全案件について状況検証と格付を行い、格付区分に応じた対応を求めた。</p> <p>○ ウェブ会議等を実施した6基金協会において、要管理特定事前協議被保証者のうち経営不振に陥っている先の現況や基金協会の対応状況を確認した。</p> <p>◇ 上記ア～ウの取組に加え、保険事故率の低減に向けた取組として、最近の大口保険事故事例を中心に、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保証（保険）事故までの経緯</li> <li>2. 保証（保険）引受けに問題はなかったか</li> <li>3. 事故の予兆はなかったか</li> <li>4. 予兆に対して適切な措置は取られたか</li> </ol>		
---	--	---	--	---	--	--

				<p>等について、引受段階から期中管理の段階まで今後の教訓を整理したカルテを作成し、信用基金ホームページ内の会員専用ページにて情報提供を行っている。</p> <p>また、令和4年度にはこのカルテを活用したウェブ勉強会を計4回、5基金協会と開催し、引受審査時や期中管理において注意すべきポイント等について意見交換を行った。</p> <p>◇ また、令和2年度から実施した助成事業を活用して、基金協会において、</p> <p>①個人信用情報機関への照会等の信用調査（31 協会）</p> <p>②融資機関同行巡回（25 協会）</p> <p>③早期延滞解消等のための3者協議（36 協会）</p> <p>などの保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(4)	農業信用保険業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	－	2,722	2,395	2,681	1,911	2,097	1,863	
回収向上に向けた取組の実施状況								
回収実績の進捗管理実施回数	年8回以上	8回	10回	9回	8回	8回	12回	
現地協議の実施先数	年8先以上	7回	8回	8回	6回	14回	11回	
会議・研修の開催回数	年1回以上	1回	1回	1回	0回	0回	1回	
農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数	年3回以上	3回	3回	3回	0回	0回	7回	
大口求償債務者の現況調査の実施回数	年1回以上	1回	1回	1回	1回	1回	1回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に進行。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収実績の進捗管理状況、現地協議実施状況、会議・研修等開催状況等）	(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に進行。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年8回以上 ・ 現地協議の実施先数：年8先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年1回以上	(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に進行。 また、農業信用基金協会との協議等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、求償権の回収向上に向け、連携強化を図る。 【指標】 ○ 回収向上に向	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年8回以上 ・ 現地協議の実施先数：年8先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年1回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年3回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年1回以上  <評価の視点>	<主要な業務実績> ○ 大口求償債務者や固定化している求償権の回収見込額・回収原資の状況及び回収方針について、コロナ禍を踏まえ、6基金協会とウェブ会議により協議を実施した。 また、カルテを活用したウェブ勉強会を行った5基金協会に対しても、あわせて求償権の回収向上について協議を実施した。  ○ 毎月の回収納付実績を集計し、回収納付額が2百万円以上の案件を対象に回収方法及び今後の方針を聴取し、求償権の回収努力・促進を依頼した。  ○ 令和4年度の各基金協会の回収納付事業計画額と納付実	評価：A コロナ禍の中で所期の目的が達成されるよう努力し、回収実績の進捗管理や基金協会との協議を着実に実施した。 これらに加えて、回収に向けた法的措置の実施等の取組が基金協会において強化されるよう、基金協会に対する助成事業を活用して、求償権の管理・回収の効率化を図った。 以上のことから、Aとする。  <課題と対応> －	評価 A  <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することにより、求償権の管理・回収に資する取組として、法人が独自に、各基金協会が行う求償活動への助成事業（例えば、基金協会が、サービスへの回収委託や弁護士への依頼を実施する際に助成）を実施したことから、「A」評価が妥当である。 今後も、求償権の管理・回収の促進に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －

	<p>催回数：年1回以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年3回以上</li> <li>・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年1回以上</li> </ul>	<p>けた取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回収実績の進捗管理実施回数：年8回以上</li> <li>・ 現地協議の実施先数：年8先以上</li> <li>・ 会議・研修の開催回数：年1回以上</li> <li>・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年3回以上</li> <li>・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年1回以上</li> </ul>	<p>求償権の回収向上に向けて、回収実績の進捗管理、基金協会との現地協議等の取組は行われているか</p>	<p>績額との対比を行い、事業計画額が5千万円以上の基金協会を中心にウェブ会議等を利用して進捗管理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 求償権の回収向上に資するため、基金協会向けの研修会を予定していたが、コロナ禍で開催を中止し、ウェブによる事務手続に関する説明会を実施した。</li> <li>○ 基金協会が地区ごとに開催する管理・回収会議に出席し、求償権の回収努力・促進を依頼する予定であったが、コロナ禍で開催の見送りや中止が多く1回に留まったため、代替措置として一部の基金協会から「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を受け、大口求償債務者の現況等を把握し、回収見込のある案件について、6基金協会とのウェブによる協議等を通じて、求償権の回収努力・促進を依頼した。</li> <li>◇ 上記の取組に加え、令和2年度から実施した助成事業を活用して、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①強制執行（競売、債権差押等）、支払督促等の法的措置の実施（39協会）</li> <li>②サービサー回収委託（30協会）</li> <li>③弁護士への依頼（31協会）</li> <li>④コンビニ収納代行サービス（17協会）</li> <li>⑤回収専門員の設置（4協会）</li> </ul> など、各基金協会の求償権管理・回収の取組強化が行われた。 <p>特にサービサー回収委託については、当初は21基金協会のみが取組であったが、助成事業の実施により回収困難な求</p> </li> </ul>	<p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>—</p>
--	--	--	--	--	-------------------------------

				償権に対しては積極的に外部委託を活用して回収を図る取組が基金協会に浸透し、見直し実施後3年目となる令和4年度には30基金協会にまで増加しており、助成事業を継続して実施することによる求償権回収の取組強化の効果が発揮された。		
--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(5)	農業信用保険業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年2回以上	2回	2回	2回	5回	4回	2回	
農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数	年3回以上	7回	7回	3回	5回	6回	7回	
銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数	年2回以上	1回	3回	5回	0回	0回	2回	
農業信用基金協会との情報・意見交換回数	年5回以上	34回	35回	27回	15回	31回	45回	
相談窓口の開設回数	-	-	4回	6回	7回	12回	13回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応す	(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応す	(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応す	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上 ・ 相談窓口の開設回数 <評価の視点>	<主要な業務実績> ○ 基金協会に対して、 ・ 大口保険保証の事前協議に標準処理期間を設定すること及び保険金支払い等の処理に事務処理スケジュールの目安を設けることについて意見聴取を1回、 ・ 大口保険保証事前協議の様式の見直し案について意見聴取を1回、計2回行った。  ○ 制度に関する利用者の意識やニーズを把握するため中央畜産会主催の全国会議等において9回意見交換等を行った。  ○ 基金協会のブロック会議や全国常務者会議等において、45回意見交換を行った。	<自己評価> 評定：B 制度に関する調査・意見募集・情報交換を通じて利用者のニーズを把握し、その意見を積極的に採り入れるとともに、災害発生時には相談窓口を開設し、基金協会等と連携して対応したことから、Bとする。  <課題と対応> -	評価 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -  <その他事項> -

<p>る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）</li> </ul>	<p>る。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者ニーズの反映等状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上</li> <li>・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回以上</li> <li>・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上</li> <li>・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上</li> <li>・ 相談窓口の開設回数</li> </ul> </li> </ul>	<p>る。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>また、融資機関や農業者等の全国団体等との情報・意見交換等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、利用者ニーズの把握等に向け、相手先との意思疎通を強化する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者ニーズの反映等状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上</li> <li>・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回以上</li> <li>・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上</li> <li>・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上</li> <li>・ 相談窓口の開設回数</li> </ul> </li> </ul>	<p>制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか</p>	<p>このうち第1-1-(3)保険事故率の低減に向けた取組として、令和4年4月から適用しているガイドラインについて、基金協会の担当者向けにランク判定シートの作成方法等に係る説明会を令和4年6月に開催した。</p> <p>また、大口保険保証の事前協議について令和5年度から設定する標準処理期間内に確実に審査を行うための事前協議調書の様式見直しに当たり、基金協会から入力作業の負担軽減を図ってほしいとの意見を踏まえ、様式に反映した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（13回）。</li> </ul>		
--	---	---	--	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(6)	農業信用保険業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年1回以上	-	1回	1回	1回	1回	1回	
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険料徴収	37日	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
保険金支払審査	25日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
納付回収金の収納	29日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
長期資金貸付審査	償還日と同日付貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
短期資金貸付審査	月3回(5のつく日)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月1回以上	毎月2回以上	毎月2回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
(6) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検	(6) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検	(6) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について点検を実施	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上  <評価の視点> 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ○ 信用基金の審査担当者が、令和4年4月から適用しているガイドラインを踏まえた大口保険保証の事前協議案件審査を円滑に行うとともに、マニュアルの活用により、一定水準以上の審査及び同一目線での審査を可能とするため、令和4年3月に制定した「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」について、①標準処理期間の設定に伴う手続の見直し、②これまでの審査を通じて得られた気づきとして、例えば、「事業計画の費用の検証」	<自己評価> 評価：B 大口保険引受案件の事前協議について、「大口保険引受事前協議の引受条件等ガイドライン」を設定したことに伴い、一定水準以上の審査及び同一目線での審査を可能とするため新たに「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」について、手続の見直しや審査を通じて得られた気づきを反映させるなど、信用基金の業務の質的向上を図ったことから、Bとする。  <課題と対応> -	評価 B  <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -  <その他事項> -	



<p>を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求め、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。</p> <p>なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。</p> <p>ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、</p>	<p>を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上</p> <p>・ 業務処理方法についての見直しの実施状況</p> <p>イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>(ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日</p> <p>(イ) 保険金支払審査 25日</p> <p>(ウ) 納付回収金の収納 29日</p> <p>(エ) 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回(5のつく日)</p> <p>ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会</p>	<p>し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上</p> <p>・ 業務処理方法についての見直しの実施状況</p> <p>イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>(ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日</p> <p>(イ) 保険金支払審査 25日</p> <p>(ウ) 納付回収金の収納 29日</p> <p>(エ) 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回(5のつく日)</p> <p>ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会</p>	<p>を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか</p>	<p>として、「飼料価格、原油価格(光熱費)、資材費などの経費が高騰基調にある中、適切なストレスがかけられているか」などを確認することや、現在記載されていない審査上の留意点について追記等を行う改定を令和5年3月に実施した。</p> <p>○ 大口保険保証の事前協議に令和5年度から設定する標準処理期間内に確実に審査を行うための事前協議調書の様式見直しに当たり、基金協会から入力作業の負担軽減を図ってほしいとの意見を踏まえ、様式に反映した。</p> <p>イ 標準処理期間内の事務処理事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。</p> <p>また、大口保険保証事前協議については、案件を受理してから営業日で10日以内に処理するとする標準処理期間を新たに設定。</p> <p>ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収</p> <p>○ 保険料及び貸付金利息について、定められた納入期日に確実に徴収した。</p> <p>○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。</p> <p>○ なお、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性の点検を行うよう努めたが、以下の事案が発生した。</p> <p>・ 令和4年11月、災害特例</p>		
---	---	--	--	--	--	--

<p>保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況</p>	<p>計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上</p>	<p>正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上</p>		<p>保険料率適用に係る事務において、災害区分コード（申請された災害に対応する協会ごとの災害の番号）を誤って通知した事案が発生、これをきっかけとして災害特例保険料率を適用した全案件の確認を行ったところ、本来適用すべき災害特例保険料率が適用されていない案件があることが判明し、令和5年3月に該当基金協会に、精算を行う旨連絡の上、令和5年4月に精算を行った。</p> <p>災害特例保険料率の誤適用は、基金協会からの災害特例申請を農業保証保険システムに誤登録したこと等によるものであり、再発防止策として、災害特例申請時に基金協会からシステムへの登録に必要な情報が通知されるよう申請様式を改める農業保証保険取扱要領の変更を令和5年3月に実施した（令和5年4月からの申請に適用）ほか、農業保証保険システムへの登録作業の効率化、省力化を図るための当該申請の受理以降の事務フローの見直しを行った。</p>		
---	--	---	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2	林業信用保証業務

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
林業信用保証業務		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1-2-(1)参照)	(第1-2-(1)参照)	予算額(千円) 12,631,226 決算額(千円) 7,369,787 経常費用(千円) 1,061,724 経常収支(千円) △408,383 行政コスト(注)(千円) 485,402 従事人員数(人) ※期首の全体数 ※110	13,564,838 9,141,894 1,316,065 △482,880 1,316,105 ※108	11,905,538 6,780,393 1,173,205 △581,920 1,175,101 ※110	11,702,685 6,546,139 593,633 330,864 593,633 ※111	11,691,778 6,578,908 700,392 203,136 709,766 ※108
(2) 適切な保証料率の設定 (第1-2-(2)参照)	(第1-2-(2)参照)					
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 (第1-2-(3)参照)	(第1-2-(3)参照)					
(4) 求償権の管理・回収の取組 (第1-2-(4)参照)	(第1-2-(4)参照)					
(5) 利用者のニーズの反映等 (第1-2-(5)参照)	(第1-2-(5)参照)					
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 (第1-2-(6)参照)	(第1-2-(6)参照)					
(7) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-2-(7)参照)	(第1-2-(7)参照)					

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1-2-(1)参照) (2) 適切な保証料率の設定 (第1-2-(2)参照) (3) 代位弁済率の低減に向けた取組 (第1-2-(3)参照) (4) 求償権の管理・回収の取組 (第1-2-(4)参照) (5) 利用者のニーズの反映等 (第1-2-(5)参照) (6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 (第1-2-(6)参照) (7) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-2-(7)参照)	第1-2-(1)～(7)を参照。	同左	同左	評定：A 2項目についてS、4項目についてA、1項目についてBとしたことから、中項目「2 林業信用保証業務」についてはA評価とする。	評定 A <評定に至った理由> 7つの小項目のうち、1項目でS、4項目でA、2項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目((2)適切な保証料率の設定)でAとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「2 林業信用保証業務」についてはA評価とする。  $(1項目 \times 4点 + 4項目 \times 3点 + 2項目 \times 2点 + 1項目 \times 3点) / (7項目 \times 2点 + 1項目 \times 2点) = 143.75\%$  ※算定にあたっては、評定毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い1項目((2)適切

					<p>な保証料率の設定)については、 ウエイトを2倍としている。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策&gt; -</p> <p>&lt;その他事項&gt; -</p>
--	--	--	--	--	---

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(1)	林業信用保証業務－融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証引受件数	前年度実績 以上	1,047件 272億65百万円	1,008件 282億62百万円	1,045件 316億72百万円	932件 293億53百万円	709件 207億99百万円	617件 160億81百万円	令和2年度から、指標の件数の算式を「概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績」に変更。
保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率	前年度実績 以上	43.9% 460件 158億33百万円	43.6% 439件 170億17百万円	40.8% 426件 191億60百万円	39.7% 370件 174億39百万円	42.9% 304件 119億円	43.3% 267件 97億09百万円	令和2年度から、指標の比率の算式を「概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績」に変更。
融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況								
関係団体、都道府県への制度説明回数	年17回以上	30回	41回	40回	19回	20回	22回	
融資機関への訪問による制度普及回数		135回	112回	95回	(167回)	(143回)	(127回)	( )書は現地訪問以外の手法による制度普及回数。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第	2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第	2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> ○ 保証引受件数：概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績（91.7%×709件=650件） ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率：概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績（99.7%×42.9%=42.8%） ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況	<主要な業務実績> ○ 令和4年度の保証引受は、617件（160億81百万円）となり、指標値（650件）の94.9%となった。保証引受件数及び引受金額の減少は、前年度に引き続きコロナ禍の影響によるものに加え、融資機関との適切なリスク分担を図るための80%保証を原則とする取組を着実に進めたことや、木材価格高騰（ウッドショック）による国産材需要増加による事業者の財務状況改善等に伴い保証ニーズが低下したこと等が主な要因と考えられる。 また、保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率は43.3%となり、指標値（42.8%）	<自己評価> 評価：A 都道府県が主催する会議への参加や融資機関に対する電話による制度普及に加え、融資機関中央団体等への訪問による積極的な意見交換の実施、パンフレットの大規模な見直しによる普及ツールの拡充、融資機関を含む業界紙や会報誌への積極的な寄稿等により、保証制度の普及を通じた利用促進に取り組んだこと、これにより林業信用保証制度への関心が高まり、普及の機会が拡大したことから、当初の計画以上の成果と認められる。 また、制度資金の比率は指標値を上回った。 なお、保証引受件数が指標値を	評価 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －  <その他事項> －	

<p>42号)又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。)に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金(制度資金)に係る保証利用を促進する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保証引受件数(直近5年の平均実績:1,260件)</li> <li>○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率(直近5年の平均実績:50%)</li> <li>○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況(制度説明回数等)</li> </ul> <p>&lt;想定される外部要因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保証引受件数は、木材の需給動向等による林業・木材産業の設備投資や運転資金の借入額の変動のほか、融資機関によるプロパー融資の動向等に影響を受けることから、評価において考慮するものとする。</li> </ul>	<p>42号)又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。)に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金(制度資金)に係る保証利用を促進する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保証引受件数</li> <li>○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率</li> <li>○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況</li> <li>・ 関係団体、都道府県への制度説明回数:年17回以上</li> <li>・ 融資機関への訪問による制度普及回数</li> </ul>	<p>資金助成法(昭和51年法律第42号)、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。)又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金(制度資金)に係る保証利用を促進する。</p> <p>また、融資機関等関係機関への訪問等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、制度の普及推進等に向け、相手先との関係強化を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保証引受件数:概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績</li> <li>○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率:概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績</li> <li>○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況</li> <li>・ 関係団体、都道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係団体、都道府県への制度説明回数:年17回以上</li> <li>・ 融資機関への訪問による制度普及回数</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>林業信用保証制度の普及推進及び利用促進、制度資金に係る保証利用促進に向けた取組が行われているか</p>	<p>を上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下記のとおり、林業信用保証制度の普及推進を通じた利用促進のため、融資機関、林業関係団体、都道府県等への対応を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県が主催する会議への参加等による保証制度の普及を22回実施した。その際、現地訪問だけでなく、ウェブ会議方式による参加や資料提供により、可能な限り、林業信用保証を広く普及できるように取り組んだ。</li> <li>・ 融資機関に対して、保証審査業務を行いながら、限られた時間の中、手分けして、電話による制度説明を127回実施し、制度の普及に取り組んだ。その際、新型コロナウイルス感染症やウッドショックによる影響についての聞き取りも実施し、事業者を取り巻く状況や保証ニーズの把握等に努めた。</li> <li>・ 融資機関中央団体や林業関係中央団体を22回訪問し、林業信用保証の説明や経営者保証への対応等に関して積極的に意見交換を行った。これにより、先方において、今後の連携強化の意向が表明されたり、会報誌への寄稿依頼や、林業信用保証制度に関する勉強会開催を前向きに検討いただく等の効果が得られた。</li> <li>・ 従来、1種類であった紙ベースでのパンフレットを大幅に見直し、林業信用保証のメリット等をシンプルにわかりやすく盛り込んだ事業者向けのもの、林業・木材産業の最近の動向や制度の詳細等を盛り込んだ融資機関向けのもの2種類を</li> </ul> </li> </ul>	<p>下回っているのは、前年度に引き続きコロナ禍の影響によるものに加え、ウッドショックを契機とした事業者の自立等が影響しているものと考えられる。</p> <p>以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことはもとより、次期中期目標の実現に向けて前倒しで業務を進めたことも考慮して、Aとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>—</p>	
--	---	--	---	---	--	--

		<p>府県への制度説明回数：年 17 回以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資機関への訪問等による制度普及回数</li> </ul>		<p>新たに作成し、普及ツールの充実に取り組んだ。作成したパンフレットは、随時更新可能なものとして信用基金ウェブサイトへ掲載するとともに、融資機関等の関係団体へ広く配布したほか、主務省が主催する都道府県向け会議等においても、制度説明資料として活用した。これにより、個別の事業者から制度に関する問合せを受けたり、広域的に木材流通を行う団体から自社のウェブサイトへのパンフレット掲載を希望する申し出を受けるなどの効果が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来、林業関係中央団体の会報誌や金融関係の業界紙に限り、広告を掲載していたが、主務省のご協力のもと、林野庁や森林管理局の広報誌等にも広告を掲載するとともに、木材関係の業界紙に特集記事を掲載したり、融資機関中央団体や林業関係団体の広報誌への寄稿を積極的に行った。この結果、融資機関からの意見交換の申し出や別の会報誌にも寄稿する機会をいただくなどの効果が得られた。</li> </ul>	
--	--	---	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(2)	林業信用保証業務－適切な保証料率の設定

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保証料率								
一般資金	－	年0.20～1.80% (8段階)	年0.20～1.80% (8段階)	年0.20～1.80% (8段階)	年0.20～1.80% (8段階)	年0.20～1.80% (8段階)	年0.20～1.80% (8段階)	
制度資金（木材産業等高度化推進資金4倍協調等）	－	年0.15～1.35% (8段階)	年0.15～1.35% (8段階)	年0.15～1.35% (8段階)	年0.15～1.35% (8段階)	年0.15～1.35% (8段階)	年0.15～1.35% (8段階)	
制度資金（林業・木材産業改善資金等）	－	年0.10～0.90% (8段階)	年0.10～0.90% (8段階)	年0.10～0.90% (8段階)	年0.10～0.90% (8段階)	年0.10～0.90% (8段階)		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保	(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保	(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> 業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検、検討は行われているか	<主要な業務実績> ○ 下記のとおり、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会における点検等を行い、適切な水準の保証料率を設定した。 i) 令和4年12月に料率算定委員会を開催し、保証料率水準の点検を実施した。その結果は以下のとおり。 ・ 特例ルール（制度資金の優遇保証料率の運用や個々の保証料率の弾力的な運用）の見直し状況について点検したところ、令和4年度上半期において特例保証料率の新規適用は無く、令和3年度の特例保証料率の適用実績（15件、保証額9.7億円）と比べ、件数・金額ともに見直しが着実に進んでいることが明らかとなった。 ・ 業務収支について点検したところ、近年の収支差赤字は1～2億円程度に縮小し、交付金により赤字を補填できる状況になってきており、全体の収支はバランスが取れている状況で安定している。 ・ 以上のことから、近年の全体の収支バランスが取れる状況で安定してきており、現時点で業務収支全体に大きな問題は無く、直ちに保証料率を見直す必要はないと考えられることから、令和5年度は、現行の保証料率を据え置くこととした。 ii) 上記の料率算定委員会の結果については、令和5年2月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。	<自己評価> 評価：S 令和3年10月以降、特例ルールの見直しに積極的に取り組むことにより、当初の想定以上のペースで見直しが進み、令和4年度においては、特例保証料率の新規適用を0件とすることができた。これは、従来の保証審査に加え、中期計画策定時には想定できなかった新型コロナウイルス感染症や原材料・燃油価格高騰へ対応するための新たな保証審査を実施する中であっても、限られた人材リソースで担当職員が厳しい交渉においてもぶれることなく、粘り強く交渉を重ねた成果と認められる。 その上で、業務収支のバランスが取れている状況で安定していることは、保証制度の適正運用に貢献する大き	評価 A  <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、法人が独自に、契約更新の機会を捉え、引受先の理解を得つつ優遇料率の縮小等の取組を推進したことにより、今後、林業信用保証業務収支の長期的な均衡に向け一定の効果も期待できることから、「A」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －  <その他事項> －



<p>証料率の見直しを行う。  &lt;目標水準の考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保証料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保証料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保証料は、保証事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。</li> </ul>	<p>証料率の見直しを行う。</p>	<p>見直しを行う。</p>		<p>その内容は、信用基金ウェブサイトで公表した。  <a href="https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkairin.html">https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkairin.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ また、令和4年度末時点において、特例保証料率の新規適用は皆無となった。保証料率の適正化が大幅に進展したのは、その進捗状況について毎月チェックを行うとともに、融資機関等との厳しい交渉に精力的かつ粘り強く対応した結果であり、被保証者の財務状況等に応じた保証料率を適用するという保証制度の適正な運用に向けて、大きな成果を得ることができた。</li> <li>○ 特に、再生支援案件においては、金融慣行として保証条件維持が一律に求められ、保証料率適正化に向けた金融機関等との調整が困難を極める中、基金職員の粘り強い交渉と創意工夫の結果、保証料率適正化の道筋と、事業再生を両立させる手法を生み出した。これにより、公的保証機関としての公平性確保と事業継続支援という使命を果たすことができた。</li> <li>○ 保証残高が対前年度比約84%と減少する中であっても、保証料収入は対前年度比約93%の確保ができており、財務健全化を通じた林業者等への安定的な林業信用保証の提供に寄与した。</li> </ul>	<p>な成果である。</p> <p>特に、再生支援案件においては、金融慣行として保証条件維持が一律に求められ、保証料率適正化に向けた金融機関等との調整が困難を極める中、保証料率適正化の道筋と、事業再生を両立させる手法を生み出したことは、事業者の事業継続を支えるという信用基金の創意工夫によるものであり、将来につながる特筆すべき成果と認められる。</p> <p>以上のとおり、中期目標を大きく上回る水準の取組を行ったことから、Sとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>—</p>	
---	--------------------	----------------	--	---	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(3)	林業信用保証業務－代位弁済率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保証引受累計額① (百万円)	-	148,427	28,262	59,935	89,287	110,087	126,168	
今期代位弁済額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	-	1,670	158	316	487	583	760	
代位弁済率(②÷①)	中期目標期間中 の代位弁済率： 2.03%以下	1.13%	0.56%	0.53%	0.55%	0.53%	0.60%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 財務状況の的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、期中管理のための融資機関との情報共有の取組を進める。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意し	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 財務状況の的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、期中管理のための融資機関との情報共有の取組を進める。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意し	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 財務状況や林業者等の特性を踏まえた的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、融資機関との間の財務諸表や経営改善計画の進捗状況等の情報共有の取組を進める。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下  <その他の指標> なし  <評価の視点> 代位弁済率の低減に向けて、適正な審査の実施、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせによる融資機関とのリスク分担等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の代位弁済率は、0.60%であり、定量的指標(2.03%以下)を達成した。 ア 保証審査協議会への付議及び融資機関との情報共有 ○ 適正な引受審査 新規・増額・財務内容不良案件等について、債務保証審査協議会に付議した結果、財務内容不良等による拒否・再協議等は、2件中0件であった。(令和3年度98件中0件) なお、保証審査協議会は、実質管理案件(粉飾決算の発覚、廃業・連帯保証先の倒産等)の指定・解除を行うために設けたものであるが、過去の財務状況を分析することにより、実質管理案件の指定・解除基準を整理して「債務保証審査マニュアル」を改	<自己評価> 評価：S 中期目標期間中の代位弁済率は、令和4年度末で0.60%であり、定量的指標(2.03%以下)の達成度が120%以上となった。日常の業務を通じて得た知見等を活かし、実質管理案件の指定・解除基準の整理による保証審査の透明性の向上、被保証者の実情等を踏まえた適切な期中管理の実施、実態に即した予見通知方法の整理の取組等を進めたことは、代位弁済率の低減に貢献する大きな成果と認められる。 特に、令和3年10月以降継続して取組んでいる保証割合の見直しについては、担当職員が精力的に融資機関等と協議を重ねた結果、前年度は75.2%だった80%保証の割合が99.7%と大きく増加しており、大きな成果と認められる。これは、従来の保証審査に加え、中期計画策定時には想	評価 S  <評価に至った理由> 代位弁済率の低減の目標値の達成度が120%以上となったことに加え、中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、代位弁済率の低減に資する取組として、ほぼ全ての新規案件で80%部分保証での引受けを実施したこと、また、林業者の経営継続にも配慮しつつ、特定の引受先への過度な保証リスクの集中を改善するため、6億円を超える保証引受先の保証引受額を同額以下とすることに取り組んだことは、当年度のみならず、中長期的な林業信用保証の業務収支改善に大きく寄与する取組である。このことは、目標を上回る顕著な成果があったものと判断できることから、「S」評価が妥当である。

<p>つつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中期目標期間中の代位弁済率（直近5年の平均実績：2.03%）</li> </ul> <p>&lt;想定される外部要因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代位弁済については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。</li> </ul>	<p>つつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下</li> </ul>	<p>点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下</li> </ul>		<p>正ることができたことから、令和5年3月をもって同協議会を廃止した。実質管理案件の指定・解除基準を明確にしたことは、保証審査の透明性向上に大きく寄与した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 融資機関との情報共有 引受審査時に融資機関から事案の内容や支援方針等を聴取する一方、信用基金からも林業・木材産業の状況や保証利用に係る要件等を説明し、審査に必要な情報を互いに共有した。</li> <li>○ 適切な期中管理等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実質管理案件について、管理表を作成し、半年ごとに融資機関を通じて収集した財務状況や借入金の返済状況等を確認するなど、適切に期中管理を行った。</li> <li>・ 経営状況が悪化した保証先について、専門家を交え事業再生計画の進捗等について議論する再生支援協議会等主催のバンクミーティングに出席したほか、取扱融資機関を通じてミーティング内容を把握した。(31件)(令和3年度19件) 融資機関協調支援の場合には信用リスク管理を適切に行いつつ保証機関として協調する等、保証先の経営健全化への支援に向けた管理を行った。</li> <li>・ 「求償権等の管理マニュアル」を令和3年10月に改正し、予見段階の通知方法について整理したことを受け、令和4年度においては、融資機関より予見通知が4件あり、予見通知の重要性が融資機関に着実に浸透しつつあることが</li> </ul> </li> </ul>	<p>定できなかった新型コロナウイルス感染症や原材料・燃油価格高騰へ対応するための新たな保証審査を実施する中であっても、限られた人材リソースで担当職員が厳しい交渉においてもぶれることなく、粘り強く交渉を重ねた成果と認められる。</p> <p>また、再生支援案件においては、金融慣行として保証条件維持が一律に求められ、保証割合適正化に向けた金融機関等との調整が困難を極める中、保証割合適正化の道筋と、事業再生を両立させる手法を生み出したことは、事業者の事業継続を支えるという信用基金の創意工夫によるものであり、将来につながる特筆すべき成果と認められる。</p> <p>このような保証割合の見直しは、融資機関の期中管理の充実を通じた事業者の経営健全化に寄与するとともに、事業者が負担する保証料の低減につながるものであり、新型コロナウイルス感染症や原材料・燃油価格高騰により経営環境が苦しい事業者にとってもメリットのある取組となったと言える。</p> <p>さらに、計画にない信用基金独自の取組として、グループ企業全体の保証限度額の上限である6億円を超過している先について、融資機関を通じて早期に圧縮するよう申入れを行い、過度なリスクの圧縮に向けた道筋をつけたことも大きな成果の一つである。</p> <p>加えて、代位弁済の減少等に向けて、代位弁済に至った案件の振り返りにより保証引受や管理の実務を行う上で参考となる知見を関係者間で共有する取組を行ったほか、代位弁済率についても、0.60%となっており、指標を大幅に上回る成果と認められる。</p> <p>加えて、代位弁済に至った案件の振り返りにより保証引受や管</p>	<p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>－</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>－</p>
--	---	--	--	--	---	---

				<p>明らかとなった。</p> <p>また、令和5年3月に予見通知の具体例の追加を行ったところであり、これは、早期の予見通知につながるものである。</p> <p>イ 融資機関との適切なリスク分担</p> <p>○ 令和3年10月以降、100%保証の既往債務について、80%保証に変更することについて、従来の保証審査に加え、中期計画策定時には想定できなかった新型コロナウイルス感染症や原材料・燃油価格高騰へ対応するための新たな保証審査を実施する中であっても、通常、更新期の2か月前に郵送していた通知文を4か月前に郵送したほか、通知文を送付する前に担当職員で分担して電話連絡を行い、丁寧な事前説明を徹底し、さらに、実際の保証引受の都度、精力的に融資機関等と協議を重ねるとともに、毎月、保証割合の適用状況について取りまとめ、関係者で情報を共有することにより、複数の目で点検を行った。この結果、令和4年度の80%保証の引受実績は615件、全引受案件に占める80%保証の案件の割合は99.7%となり、前年度実績を大幅に上回る成果を得た。（令和3年度533件、75.2%）</p> <p>○ 特に、再生支援案件においては、金融慣行として保証条件維持が一律に求められ、保証割合適正化に向けた金融機関等との調整が困難を極める中、担当職員の粘り強い交渉と創意工夫の結果、保証割合適正化の道筋と、事業再</p>	<p>理の実務を行う上で参考となる知見を関係者間で共有したことは、今後の代位弁済率の低減に向けた効果的な取組として評価できるものである。</p> <p>以上のとおり、中期目標を大きく上回る水準の取組を行ったことから、Sとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>-</p>	
--	--	--	--	---	---	--

				<p>生を両立させる手法を生み出した。これにより、公的保証機関としての公平性確保と事業継続支援という使命を果たすことができた。</p> <p>○ 計画にない信用基金独自の取組として、林業信用保証における収支均衡に向け、グループ企業全体の保証限度額の上限である6億円を超過している先について、令和3年10月以降、融資機関を通じて早期に圧縮するよう申入れていた。この結果、限度額超過先数は令和3年度末に8先あったものが令和4年度末時点では6先に減少したのみならず、この6先のうち、1先はリファイナンスにより令和8年度に限度額未滿とする方針を決定し、残りの5先についても限度額圧縮に向け令和11年頃までに計画作成等を行うこととなり、過度なリスクの圧縮に向けた道筋をつけることができた。</p> <p>ウ その他の取組</p> <p>○ 代位弁済に至った案件の振り返りを通じ、保証業務・管理業務の効率化、事故・代位弁済の減少につながる視点を得ることを目的として、実際の代弁事例をもとに、令和4年9月と令和5年1月の計2回の事後検討会を行い、機械設備に譲渡担保を設定するときや管理する場合の実務上の改善点を洗い出してとりまとめた。動産譲渡担保に関して、周辺情報を含めて調査し事後検討会で報告したことにより、保証引受や管理の実務を行う上で参考となる知見を関係者間で共有することができた。</p>	
--	--	--	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(4)	林業信用保証業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	－	269	281	157	217	134	142	
回収向上に向けた取組の実施状況								
全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
弁済が滞っている先への催告回数	年2回以上	3回	2回	3回	2回	3回	2回	
債権回収業者との打合せ回数	年2回以上	2回	3回	2回	3回	2回	2回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービス）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収方策の検討状況、催告頻度、債権回収業者の活用状況等）	(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービス）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年2回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年2回以上	(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービス）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年2回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年2回以上	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年2回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年2回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年2回以上  <評価の視点> 求償権の回収向上に向けて、求償権の回収方策等に関する検討会、弁済が滞っている先への催告等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 全求償権の回収方策等に関する検討 全求償権先における回収の進捗状況を確認するため、回収方策等に関する検討会を2回（令和4年9月及び令和5年3月）開催した。回収の進まない先に対して、催告書の送付、法的手続の実施等の回収方策の見直しを行った。これにより、142百万円の回収を実施でき、見直しを行った成果が認められた。  ○ 弁済が滞っている先への催告 弁済が滞っている先及び弁済があってもその額が弁済能力に比して低調な先を対象に、催告書を2回のべ5先（令和4年6月に2先、令和4年9月に3先）に送付して、弁済の開始、	<自己評価> 評価：B 中期計画に掲げる全求償権の回収方策等に関する検討会の開催等に着実に取り組んだことから、Bとする。  <課題と対応> －	評価 B  <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －  <その他事項> －

	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権回収業者との打合せ回数：年2回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権回収業者との打合せ回数：年2回以上</li> </ul>		<p>再開又は増額を促進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 債権回収業者との打合せ 債権回収業者に委託した求償権先における回収の進捗状況を確認するため、債権回収業者と打合せを2回(令和4年7月及び令和5年1月)行い、回収方策に必要な措置を指示した。</li> </ul>		
--	---	---	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(5)	林業信用保証業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
木材製造業者を対象としたアンケート調査回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回	通年	
都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数	年2回以上	4回	5回	2回	6回	5回	22回	
相談窓口の開設回数	-	6回	8回	6回	7回	8回	9回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し等を行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズ	(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成30年の基金法改正に基づく出資持分の払戻しの計画的な実施、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第46条に規定する林業経営者に対する経	(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成30年の独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号。以下「基金法」という。)改正に基づく出資持分の払戻しの計	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2回以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数  <評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われている	<主要な業務実績> ○ 従来のアンケートの設問及び調査対象等を見直し、制度普及の効果や資金ニーズ等を把握することを主目的とした新しいアンケート（お客様アンケート）を融資機関の協力を得て年間を通じて実施することとして、10月から開始した。これにより、令和5年3月末時点で現に保証を利用している138者から回答が得られ、保証の利用に至ったきっかけ、将来的な資金ニーズ、保証制度の改善点等について把握することができたことから、次年度以降の制度普及に活かすこととした。  ○ 事業者に対する着実な保証制度の普及を推進するため、従来の相談員制度を廃止し、新たに林業者等へ保証制度の普及等に協力いただけると考えられる都道府県レベルの林業関係団体について都道府県	<自己評価> 評定：A 制度普及の効果等を把握することを主目的とするアンケートに見直した上で、年間を通じて実施したことにより、これまで把握できなかった保証の利用に至ったきっかけ、将来的な資金ニーズ、保証制度の改善点等については、試行を通じてよりきめ細やかな制度普及の推進が期待できることが明らかとなり、本格導入に至ったことについても、大きな成果と認められる。 また、協力団体制度については、試行を通じてよりきめ細やかな制度普及の推進が期待できることが明らかとなり、本格導入に至ったことについても、大きな成果と認められる。 さらに、森林経営管理法に基づく経営の改善発達に係る制度周知や自然災害等に対応した相談窓口の速やかな設置については着実に取り組んだ。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。	評価 A  <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、令和4年度に、法人が独自に、従来の相談員制度を廃止し、新たに「協力団体制度」を導入したことにより、相談員制度では、林業者等にまで行き届いていなかった関係通知やパンフレット等が、協力団体を通じて林業者等へ行き届くことが可能となり、よりきめ細やかな保証制度の普及が期待できる仕組みを導入したことから、「A」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -  <その他事項> -



<p>の反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）</p>	<p>営の改善発達に係る助言等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者ニーズの反映等状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2回以上</li> <li>・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上</li> <li>・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数</li> <li>・ 相談窓口の開設回数</li> </ul> </li> </ul>	<p>営管理法(平成30年法律第35号)第46条に規定する林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>また、都道府県や関係団体との情報・意見交換等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、利用者ニーズの把握等に向け、相手先との意思疎通を強化する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者ニーズの反映等状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2回以上</li> <li>・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上</li> <li>・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数</li> <li>・ 相談窓口の開設回数</li> </ul> </li> </ul>		<p>を通じて紹介いただき、協力可能な21道県37団体を対象として、令和4年11月から「協力団体制度」の試行を行った。また、令和5年4月から当該制度を本格導入することとし、令和5年3月に実施要領を制定した。この本格導入により、従来の相談員制度では、林業者等にまで関係通知やパンフレット等が十分行き届いていなかったが、協力団体を通じて林業者等への配布が可能となり、よりきめ細やかな保証制度の普及が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林経営管理法に基づく経営の改善発達に係る制度周知のため、林野庁主催の研修における説明を計画していたものの、コロナ禍により出席を見送り、説明資料の配付を8箇所にて行ったことにより、制度の認知度向上を推進した。</li> <li>○ 台風等の自然災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた林業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（9回）。これにより、自然災害等の影響を受けた利用者に対し保証による支援を推進した。</li> </ul>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>—</p>	
---	--	--	--	---	-------------------------------	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(6)	林業信用保証業務－林業者等の将来性等を考慮した債務保証

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、このため、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証について、令和2年度からの試行結果や職員の審査能力向上の取組の成果を踏まえ、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニユア	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> 林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアル整備に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 新たに林業・木材産業を創業しようとする者（新規創業者）については令和2年7月から、他産業から林業・木材産業に参入しようとする者（新分野進出者）については令和3年9月から、それぞれの将来性等を評価した保証引受の試行を開始し、令和4年10月にいずれについても本格導入した。 i) 本格導入に向けて、これまでの取組を検証したところ、新規創業者及び新分野進出者とも、 ① 試行を通じて、審査項目や事業計画書の様式について、償還計画の記載欄の追加など、改善を要する点が確認でき、林業者等の将来性を評価した債務保証を本格導入するためのマニュアル整備に目途が立ったこと ② 試行において採用した手法で林業者等の将来性を体系的に評価し、審査することを通じ、新規創業及び新分野進出を支援できることが確認されたことから、令和4年9月に試行マニュアルを「債務保証審査マニュアル」に統合し、同年10月に林業者等の将来性を評価した債務保証を本格導入した。 ii) これまでは決算書がないために保証審査を行うことが困難であった新規創業者に対し、将来性を評価した債務保証を導入したことにより、保証を通じた林業・木材産業への起業支援に道筋をつけることができました。（令和4年度保証引受実績：8件） iii) 新分野進出者については、林業・木材産業の特性に応じた非財務情報による評価を行えるようになり、保証を通じた他産業から林業・木材産業への参入促進に道筋をつけることができました。（令和4年度保証引受実績：3件）	<自己評価> 評定：A 新規創業者の将来性等を考慮した債務保証の本格導入について、中期目標期間の最終年度までに行うとする当初目標を上回り、令和4年10月に本格導入を達成しただけでなく、信用基金自らの発案により整理した新分野進出者の将来性等を考慮した債務保証も同時期に本格導入したことは、中期目標を上回る大きな成果と認められる。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。  <課題と対応> －	評価 A  <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に掲げた林業者等の将来性等を評価した債務保証の導入について、令和4年10月に新規創業者向けの保証引受を本格導入したほか、法人が独自に、新分野進出者向けの保証引受の本格導入についても早期達成（通常、最低2年の試行期間が必要なところ、1年で本格導入。）したことから、「A」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －  <その他事項> －	

<p>職員の審査能力向上の取組を実施する。  &lt;目標水準の考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業者等の将来性の評価については、これまで体系的な方法が十分確立されていなかったことを踏まえ、マニュアルの整備に当たっては、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を平成 30 年度から実施することとし、最終年度までに本格的に導入することが適当。</li> </ul>	<p>行を平成 30 年度から実施し、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。</p>	<p>ルを整備し、令和 4 年度下半期の早い段階で本格導入する。</p>				
---	--	--------------------------------------	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(7)	林業信用保証業務-事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年1回以上	1回	1回	2回	2回	2回	4回	
標準処理期間内の処理								
保証審査	7日	98.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
代位弁済	135日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
出資持分の払戻し	30日			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
貸付審査	3日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
担当部署及び会計部署における点検実施件数	-	1,616件	1,562件	1,558件	1,380件	1,177件	1,081件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理	(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理	(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数  <評価の視点> 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 業務の質的向上を図るため、以下の取組を行った。  i) 求償権の償却手続きについて、「償却作業手順書」を令和4年11月に作成した。この結果、限られた業務時間で効率的に作業できるようになったとともに、初めて当該作業に携わる者でもマニュアルに沿って対応することにより、事務ミスが未然に防止する効果が得られた。  ii) 融資機関等関係団体（556先）に対する事務連絡等については令和4年8月から電子メールに切り替えることとしてメールアドレスの収集を行い、令和4年度末時点で527先について電子メールに切り替えた。その結果、送付文書の印刷、送付用封筒への宛名印刷及び封筒への文書封入等に3日ほど要していた作業が削減され、0.5日程度で送付することが可能となり、事務処理の効率化につながった。さらに、郵送コストも大幅に削減することができた。  iii) 「債務保証審査マニュアル」について、令和4年10月にも改正し、新規創業者及び新分野進出者の将来性等を評価した債務保証を本格導入した。さらに、保証引受審査を行	<自己評価> 評価：A 「償却作業手順書」を新たに作成したことにより、効率的かつ適正に業務処理を行う効果が得られたことは大きな成果と認められる。 また、融資機関等関係団体に対する事務連絡等を、郵送から電子メールに変更したことにより、業務に要する時間を3日から0.5日程度に大幅に短縮するとともに、郵送コストを削減したことは、事務の効率化の観点から大きな成果と認められる。 さらに、日常の業務を行う中での気づき等を蓄積し、実態に即して「債務保証審査マニュアル」及び「求償権等の管理マニュアル」を見直したことは、業務の適正化・迅速化に大きくつながるもので	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、法人が独自に、効率的かつ適正な業務処理のため、新たに「償却作業手順書」を作成し、初めて携わる者でも事務ミスを防止しつつ対応できるようになったことから、「A」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -  <その他事項> -

<p>の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。</li> </ul> <p>なお、利用</p>	<p>の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上</li> <li>業務処理方法についての見直しの実施状況</li> </ul> <p>イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>(ア)保証審査 7日</p> <p>(イ)代位弁済 135日</p> <p>(ウ)出資持分の払戻し 30日</p> <p>(工)貸付審査 3日</p> <p>ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当</p>	<p>の方法について点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上</li> <li>業務処理方法についての見直しの実施状況</li> </ul> <p>イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>(ア)保証審査 7日</p> <p>(イ)代位弁済 135日</p> <p>(ウ)出資持分の払戻し 30日</p> <p>(工)貸付審査 3日</p> <p>ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請</p>	<p>び迅速化に向けた取組は行われているか</p>	<p>う中での気づき等を随時蓄積し、関係者間で協議を重ねて考え方を整理した結果、次の事項について改正し、令和5年4月から適用することとした。これにより、更に実態に即した審査業務の適正化及び迅速化が期待できることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実質管理案件対象の限定</li> <li>保証引受に当たっての専決事項の見直し</li> <li>格付と資産区分の整合性の改善</li> </ul> <p>iv) 「求償権等の管理マニュアル」について、債権管理を行う中での気づき等を随時蓄積し、関係者間で協議を重ねて考え方を整理した結果、次の事項について改正し、令和5年4月から適用することとした。この改正により、一層実態に即した事務処理の適正化が期待できることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予見通知の具体例の追加</li> <li>代位弁済に当たって通知文の取扱いの明確化</li> <li>求償権の出資持分の処理方法の明確化</li> <li>債権回収業者に管理・回収を委託した求償権の取扱いの明確化</li> </ul> <p>v) 令和4年12月に業務運営の検証委員会を開催し、保証割合及び特例保証料率の適正化の状況、保証引受額の減少要因、将来性評価の試行結果等について検証した。これにより、保証割合及び特例保証料率の適正化が着実に進んでいること、保証引受額の減少に歯止めをかける或いは増加に向けて、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ制度普及を進めていくこととなった。なお、この結果については、令和5年2月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。</p> <p>さらに、この内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。  <a href="https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkairin.html">https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkairin.html</a></p> <p>イ 標準処理期間内の事務処理  保証引受、代位弁済等の事務は、台帳等で進捗を管理することにより迅速な処理に努め、標準処理期間内に全て処理を行った。</p> <p>ウ 保証料や貸付金の確実な徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保証料については、担当部署及び会計部署のそれぞれの部署が把握している金額を担当部署の複数の職員が突合し、正確性の点検を行い、定められた納入期日までに確実に徴収した。</li> <li>貸付金について、確実に回収した。</li> </ul>	<p>ある。</p> <p>このほか、標準処理期間内の事務処理、保証料・貸付金の徴収を確実に行った。</p> <p>以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>—</p>	
---	---	--	---------------------------	--	--	--

<p>者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由としないものについては、標準処理期間から除くことが適当。</p> <p>ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況</p>	<p>たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数</p>	<p>求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3	漁業信用保険業務

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報			②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
漁業信用保険業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	
(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定	(第1-3-(1)参照)		予算額(千円) 決算額(千円) 経常費用(千円) 経常収支(千円) 行政コスト(注)(千円) 従事人員数(人) ※期首の全体数	21,135,435 17,700,590 1,697,033 2,760,632 △1,750,245 ※110	16,486,441 14,158,642 1,895,445 842,921 1,895,467 ※108	20,501,229 16,990,016 1,402,419 899,594 1,404,412 ※110	16,502,420 13,246,931 1,301,863 1,107,251 1,301,863 ※111	14,945,900 11,299,006 1,044,843 844,683 1,044,895 ※108
(2) 保険事故率の低減に向けた取組	(第1-3-(2)参照)							
(3) 求償権の管理・回収の取組	(第1-3-(3)参照)							
(4) 利用者のニーズの反映等	(第1-3-(4)参照)							
(5) 事務処理の適正化及び迅速化	(第1-3-(5)参照)							

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	B
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1-3-(1)参照) (2) 保険事故率の低減に向けた取組 (第1-3-(2)参照) (3) 求償権の管理・回収の取組 (第1-3-(3)参照) (4) 利用者のニーズの反映等 (第1-3-(4)参照) (5) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-3-(5)参照)	第1-3-(1)～(5)を参照。	同左	同左	評価：A 3項目についてA、2項目についてBとしたことから、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはA評価とする。	評価 B <評価に至った理由> 5つの小項目のうち、2項目でA、3項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目((1)適切な保険料率・貸付金利の設定)でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはB評価とする。  $(2項目 \times 3点 + 3項目 \times 2点 + 1項目 \times 2点) / (5項目 \times 2点 + 1項目 \times 2点) = 116.7\%$  ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い1項目(1)適切な保険料率・貸付金利の設定)に	

					<p>については、ウエイトを2倍としている。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>-</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>-</p>
--	--	--	--	--	--



1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(1)	漁業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）								
漁業近代化資金及び漁業経営改善促進資金								
20トン以上	－	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%	
その他	－	年0.22%	年0.22%	年0.22%	年0.22%	年0.22%	年0.22%	
事業資金								
20トン以上	－	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	
その他	－	年0.77%	年0.77%	年0.77%	年0.77%	年0.77%	年0.77%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏	3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏	3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検、検討は行われているか 基金協会に対する貸付金利は、適切な水準に設定されているか	<主要な業務実績> ア 保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し ○ 令和4年12月に料率算定委員会を開催し、保険料率水準の点検を実施した。その結果は以下のとおり。 ・ 令和5年度の保険料率については、据え置きとする。 ・ なお、第5期中期目標期間以降の検証に当たって、以下のとおり考え方を整理した。 ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、 ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること を前提にしつつ、 ③ 保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定していく必要がある。 ・ 上記の考え方にに基づき、第5期中期目標期間において、 ① 近代化資金については、理論値保険料率が設定保険料率を下回っていること等を考慮し、理論値保険料率の推移を見守りつつ、設定保険料率の見直しについて検討する。 ② 事業資金及び経営維持資金については、現時点では、理論値保険料率が設定保険料率を大きく上回っていることから、制度運営の安定性を考慮した上で、どの程度設定保険料率を理論値に近づけることが適当なのかについて検討する。	<自己評価> 評定：A 保険収支、漁業者の経営状況等を勘案して適切な保険料率を設定した。 これに加え、保険料率算定委員会において、第5期中期目標期間以降の保険料率の見直しの考え方について、資金全体の収支だけではなく、資金毎の理論値の推移に着目して料率の見直しを検討するという視点を示し、さらに、 ① 近代化資金については、理論値保険料率が設定保険料率を下回っていること等を考慮し、理論値保険料率の推移を見守りつつ、設定保険料率の見直しについて検討すること、 ② 事業資金及び経営維持資金については、現時	<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －  <その他事項> －

<p>まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。</li> </ul> <p>イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目</p>	<p>まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p>イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>まえ、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p>イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>		<p>○ 上記の料率算定委員会の結果については、令和5年2月に開催した漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。</p> <p>その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。  <a href="https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html">https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html</a></p> <p>イ 適切な水準の貸付金利の設定</p> <p>日本銀行の「時系列統計データ検索サイト」で公表されている貸付予定日の属する月の前々月の「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」における預入期間ごとの利率に2分の1を乗じて得た利率を、引き続き適用した。</p>	<p>点では、理論値保険料率が設定保険料率を大きく上回っていることから、制度運営の安定性を考慮した上で、どの程度設定保険料率を理論値に近づけることが適当なのかについて検討すること</p> <p>を初めて明確に示したこと、また、基金協会と情報を共有することによって、継続的安定的な制度運営のための財務基盤の確立に向けた道筋をつけた。</p> <p>以上のことから、Aとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>—</p>	
--	--	--	--	--	--	--

的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。						
-------------------------	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(2)	漁業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① (百万円)	－	383,754	76,797	150,921	244,015	313,158	372,194	
今期保険金支払額 ② (今期引き受けた案件の み) (百万円)	－	2,482	－	47	268	704	951	
保険事故率 (②÷①)	中期目標期間中 の保険事故率： 0.95%以下	0.65%	－	0.03%	0.11%	0.22%	0.26%	

※30年度の保険金支払額及び保険事故率については、実績が無かったため「－」で表記。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受	(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受	(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下  <その他の指標> なし  <評価の視点> 保険事故率の低減に向けて、基金協会との協議、融資機関との適切なリスク分担、情報の共有等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の事故率は0.26%であり、定量的指標（0.95%）を達成した。 ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等 ○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施した。 ・ 保証要綱等の制定・改正に伴う協議実績は無し（令和3年度無し） ・ 大口保険引受案件の事前協議 37 件の全件（令和3年度 60 件） ・ 大口保険金請求案件の事前協議 7 件の全件（令和3年度 14 件） イ 融資機関との適切なリスク分担 ○ 部分保証やペナルティー方式については、一定の効果は認められるものの、効果や有効性が限定的であることや、基金協会が個別に取組を拡大していくには限界があることから、保険事故率低減のために、融資機関、基金協会及び信用基金が適切なリスク分担を図る対応を強化する必要から、運転資金の融資審査と期中管理に着目し、「運転資金の適正な引受規模の考え方」、「期中管理の考え方」及び「行動指針」を基金協会に提示し、令和4年4月から取組を開始した。 ○ 令和4年7月から10月にかけてアンケート調査及び勉	<自己評価> 評価：A 中期目標期間中の保険事故率は、令和4年度末で0.26%であり、定量的指標（0.95%以下）の達成度合が120%以上となった。 保険事故率が抑制されるよう、基金協会とともに大口の保険金請求案件の事前協議や、保険引受審査・保険金支払審査等に係る情報共有・意見交換等を着実に実施するとともに、直接的に保険事故等の抑制に繋がるよう助成事業について、その活用実績等の事例を広く協会に共有するよう取組を行った。 これに加え、保険事故率低減のため、令和4年4月から「期中管理の考え方」等を実施し、基金協会に一定程度浸透し、各基金協会において問	評価   A <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、保険事故率の低減に資する取組として、法人が独自に、各基金協会の期中管理活動等への助成事業（例えば、被保証者の信用調査や、融資機関に同行した被保証先の巡回等への助成）を実施した。 こうした取組により、保険事故率の目標値の達成度合が120%以上となったことから、「A」評価が妥当である。 今後も、保険事故率の低減に向け、可能か

<p>案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。</p> <p>イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。</p> <p>ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び</p>	<p>案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。</p> <p>イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、漁業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。</p> <p>ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受</p>	<p>案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。</p> <p>イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を検証するとともに、漁業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。</p> <p>ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受</p>		<p>強会を実施し、上記取組についての浸透状況、取組状況、課題等を把握した。</p> <p>○ 令和4年12月に業務運営の検証委員会を開催し、保険事故率低減のための取組について、以下の結論を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期中管理の向上に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査及び勉強会によって、期中管理の考え方等の浸透状況等を把握したところ、期中管理の考え方等について、一定の理解が得られ、基金協会・支所が問題意識を持って取り組んでいることを確認したことから、今後は、 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 融資機関も含めて期中管理に積極的に関与するよう共通ルールの確立を目指して検討するとともに、</li> <li>② 期中管理の取組に態勢を割くことができるよう、不要な事務の廃止や負担軽減について検討する。</li> </ol> </li> <li>・ 既往保証案件の期中管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度下期から信用基金として、大口保険引受事前協議対象案件について、条件変更金額等の把握、延滞発生案件の早期把握を行い、現状や方針の確認等による管理を実施、新システム構築により次期中期計画期間における協会等の期中管理の充実・強化を図る。</li> </ul> </li> </ul> <p>○ 上記の業務運営の検証委員会の結果については、令和5年2月に開催した漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。</p> <p>その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。  <a href="https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html">https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html</a></p> <p>ウ 保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整</p> <p>○ 大口保険引受案件について、事前協議を通じて得られた情報を基金協会に共有するとともに、意見調整を着実にを行った。</p> <p>○ 代位弁済事前協議又は保険金支払審査の結果、期中管理等に改善の余地のある事案については、「申送り」を作成、基金協会へ発出し、以後の改善を促すとともに、今後の保険引受審査の参考となるよう引受部署に対し当該事案の共有を行った。また、基金協会との勉強会を通じ、保険金支払審査上の留意点について説明を行った。</p> <p>○ 保険事故率の低減を図るため、基金協会における保証債務の期中管理の取組をより効果的に支援できるよう、令和2年7月に創設した助成事業を引き続き行った。本助成事業により、基金協会においては同事業を活用して、</p> <p>① 個人情報情報機関への照会等による信用情報を活用した保証審査・引受の実施</p> </li></ul>	<p>題意識をもって期中管理の向上に向けた取組につながることが確認できるなど、効果的な取組ができたことから、Aとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>—</p>	<p>つ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>—</p>
---	--	---	--	--	---	--

<p>意見調整を着実にを行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 中期目標期間中の保険事故率（直近10年の平均実績：0.95%）</p> <p>&lt;想定される外部要因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。</li> </ul>	<p>審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実にを行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下</p>	<p>審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実にを行う。また、期中管理の実施状況について意見交換等を実施し、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。</p> <p>また、漁業信用基金協会及び融資機関との情報共有等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、保険事故の未然防止に向け、連携強化を図る。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下</p>		<p>② 融資機関等との連携強化（同行巡回等）による延滞発生の未然防止等</p> <p>③ 担当職員の資質向上のための研修の実施などの保険事故率低減のための取組強化が行われた。</p>		
---	--	---	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(3)	漁業信用保険業務-求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	-	770	678	596	656	562	442	
回収向上に向けた取組の実施状況								
回収見込調査実施回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率	87%以上	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に進行。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収見込調査実施状況、個別協議実施状況等）	(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に進行。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上	(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に進行。 また、漁業信用基金協会との協議等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、求償権の回収向上に向け、連携強化を図る。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上  <評価の視点> 求償権の回収向上に向けて、回収見込調査、個別協議等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 回収見込調査は2回実施した。  ○ 求償権回収目標額について、各基金協会から提出された回収見込額の妥当性を確認した上で年間目標額として設定するとともに、過去の平均回収額が高い上位の基金協会に対しては今年度の回収見込額の要因について個別協議、確認を行った。  ○ 求償権回収進捗状況に係る協議 ・ 各基金協会から提出された求償権回収進捗状況表をもとに、回収目標額に対する9月末現在の進捗率が50%に達していない基金協会に対し回収状況の聴き取りを実施した。	<自己評価> 評価：A 回収向上のため回収実績の進捗管理や基金協会との個別協議を着実に実施した。 これらに加えて、助成事業の活用実績について各基金協会間での共有化を図り、その事例を参考として、基金協会において、信用基金からの助成金を活用し、求償権の管理・回収促進のための取組みが強化された。 以上のことから、Aとする。  <課題と対応> -	評価 A  <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、求償権の管理・回収に資する取組として、法人が独自に、各基金協会が行う求償活動への助成事業（例えば、支払督促、強制執行等の法的措置や弁護士を利用する際に助成）を実施したことから、「A」評価が妥当である。 今後も、求償権の管理・回収の促進に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -  <その他事項> -	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回収見込調査実施回数：年2回以上</li> <li>・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険金支払に係る求償権の早期かつ円滑な回収を図るため、令和2年度から実施している基金協会に対する助成事業を引き続き実施するとともに、令和3年度に引き続き、4年度においても、各基金協会・支所から本事業の活用方法について聞き取り、その内容の各基金協会間での共有化を図った。 本事業により、基金協会においては同事業を活用して、 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 外部専門家（弁護士、調査会社等）の積極的な活用</li> <li>② 担保保全を図るための手続き（代位弁済後の船・不動産等の売却等）、支払督促等の法的措置の実施</li> <li>③ 回収専門員の臨時雇用</li> <li>④ 管理・回収体制強化のためのインフラ整備（現地交渉のためのタブレット購入、ウェブ環境整備）</li> </ul> など、求償権の管理強化・回収向上のための取組強化が行われた。 </li> <li>・ 特に、助成事業を活用した外部専門家（弁護士等）の積極的な活用、担保保全、支払督促などの法的手続きの実施など、求償権の管理・回収のための有効な事例について、基金協会間で共有化を図ることにより、これまで回収困難であった求償権についても外部専門家等を積極的に活用して回収を図る意識が基金協会に醸成されることが確認され、助成事業を継続して実施することによる求償権回収の取組強化の効果が発揮された。</li> </ul>		
--	--	--	--	---	--	--



1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(4)	漁業信用保険業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年1回以上	－	1回	1回	1回	1回	1回	
漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数	年7回以上	－	7回	8回	22回	19回	20回	
現地水産関係団体との情報・意見交換回数	年3回以上	－	5回	3回	1回	4回	3回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの	(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。	(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上  <評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 制度に関する利用者のニーズを把握するとともに、業務処理方法についての点検及び見直しを図るため、利用者に対するアンケート調査を行い（1回）、期中管理の考え方等の浸透状況等を把握したところ、期中管理の考え方等について、一定の理解が得られ、基金協会・支所が問題意識を持って取り組んでいることを確認した。今後は、 ① 融資機関も含めて期中管理に積極的に関与するよう共通ルールの確立を目指して検討するとともに、 ② 期中管理の取組に態勢を割くことができるよう、不要な事務の廃止や負担軽減について検討する。  ○ 令和4年9月末に各基金協会から提出された求償権回収進捗状況表を元に基金協会・支	<自己評価> 評価：B 利用者へのアンケートにより利用者ニーズ等を把握するとともに、求償権回収協議について基金協会・支所に要望をヒアリングした上で、その費用対効果等を踏まえ、毎年9月末時点の求償権回収進捗状況表の提出を省略する等の事務処理等の見直しに取り組んだ。また、災害発生時等には相談窓口を開設し、基金協会等と連携して対応したことから、Bとする。  <課題と対応> －	評価 B  <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －  <その他事項> －

<p>反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）</p>	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者ニーズの反映等状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上</li> <li>・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上</li> <li>・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上</li> </ul> </li> </ul>	<p>また、融資機関、漁業者等の全国団体、現地水産関係団体等との情報・意見交換等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、利用者ニーズの把握等に向け、相手先との意思疎通を強化する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者ニーズの反映等状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上</li> <li>・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上</li> <li>・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上</li> </ul> </li> </ul>		<p>所にヒアリングを行ったところ、下期（年末や年度末）に約定弁済されるものが多く、9月末時点で進捗把握を行うことで回収の促進が図られるものではないことが確認されたので、令和5年度以降は求償権回収進捗状況表の提出を省略することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況をみつつ、ウェブ会議も積極的に活用しながら、基金協会の各地区ブロック会議や全国協会本所が行う支所会議等を通じた意見交換を20回行った。また、現地水産関係団体との意見交換を3回行った。</li> <li>○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（9回）。</li> <li>○ 令和3年4月から導入した災害特例保険料率について、5年2月に基金協会から適用申請があり、適用を決定した。</li> </ul>		
--	---	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(5)	漁業信用保険業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年1回以上	-	1回	1回	1回	1回	1回	
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険料徴収	37日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
保険金支払審査	25日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
納付回収金の収納	29日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
長期資金貸付審査	償還日と同日付貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
短期資金貸付審査	8日	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に	(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に	(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上 <評価の視点> 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ○ 国の補助事業の保険引受等の状況について、四半期に1回報告を行っている「報告書」の一部で保険引受残高の記載誤りが判明した。 事案原因は、当該事業に係る保険引受一覧表（以下「一覧表」という。）を作成後、一覧表から報告書へ転記を行う際に作成者の記載誤り、また、確認者が誤りに気づくことが出来なかったことにより発生したものであり、再発防止策として、 ① 一覧表からの転記部分をハイライト表示することによる転記ミス防止、	<自己評価> 評価：B 公文書の発出に係る事務処理が適切に行われなかった事案等があったが、適切な処理を行うとともに、再発防止策を講じた。 また、特に求償権管理・回収に係る事務処理について信用基金・基金協会双方の事務処理軽減の観点から、協会からの償却・管理事務停止等にかかる諸報告に関して約款・取扱要領を変更して大幅に簡素化・効率化することができ、これについては基金協会からも高い評価を得た。 さらに、求償権回収協議に係る毎年9月末時点の基金協会からの求償権回収進捗状況表の提出についても費用対効果等を踏まえ省略することとした。	評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

<p>応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求め、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。</p> <p>なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。</p> <p>ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付</p>	<p>応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上</p> <p>・ 業務処理方法についての見直しの実施状況</p> <p>イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>(ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日</p> <p>(イ) 保険金支払審査 25日</p> <p>(ウ) 納付回収金の収納 29日</p> <p>(エ) 貸付審査 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8日</p> <p>ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確</p>	<p>見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上</p> <p>・ 業務処理方法についての見直しの実施状況</p> <p>イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>(ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日</p> <p>(イ) 保険金支払審査 25日</p> <p>(ウ) 納付回収金の収納 29日</p> <p>(エ) 貸付審査 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8日</p> <p>ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。</p>	<p>を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか</p>	<p>② 一覧表と報告書の転記部分に確認者が記号を付すことによるチェック漏れの防止を行うことにより、再発防止を図った。</p> <p>○ 令和4年度において、求償権管理に係る基金協会から信用基金へ求めている諸報告に関し、令和5年度から稼働する新たな漁業保証保険システムの適用も見据えつつ、基金協会及び信用基金の事務負担軽減の観点から、大幅に簡素化・効率化を図るべく、約款・取扱要領の変更を行った（令和5年2月）。</p> <p>○ また求償権回収促進協議に係る事務処理に関し、その費用対効果等を踏まえ、令和4年度からは基金協会への協議・目標額設定方法を簡素化するとともに、毎年9月末時点の求償権回収進捗状況に係る信用基金に対する報告について令和5年度からは廃止することとした。</p> <p>イ 標準処理期間内の事務処理事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。</p> <p>ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収</p> <p>○ 保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性の点検を行い、定められた納入期日に確実に徴収した。</p> <p>○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。</p>	<p>上記を踏まえ、概ね計画が達成されていることから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>—</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況</li> </ul>	<p>実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上</li> </ul>	<p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上</li> </ul>				
---	--	---	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4	農業保険関係業務

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
農業保険関係業務		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 (第1-4-(1)参照)						
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 (第1-4-(2)参照)						
		予算額(千円)	117,321,504	161,344,943	161,352,705	161,350,000
		決算額(千円)	403,700	1,015,949	1,552,774	14,758
		経常費用(千円)	14,187	14,585	12,903	16,641
		経常収支(千円)	5,575	177	△617	△2,910
		行政コスト(注)(千円)	△5,549	14,630	14,381	16,641
		従事人員数(人) ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 (第1-4-(1)参照) (2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 (第1-4-(2)参照)	第1-4-(1)及び(2)を参照。	同左	同左	評価: B 2項目の小項目についてBとしたことから、中項目「4 農業保険関係業務」についてはB評価とする。	評価	B
<p>&lt;評価に至った理由&gt; 2つの小項目のうち、2項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「4 農業保険関係業務」についてはB評価とする。</p> <p>(2項目×2点) / (2項目×2点) = 100%</p> <p>※算定にあたっては、評価毎の点数を、S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点としている。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; -</p>						

					<その他事項> -
--	--	--	--	--	--------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(1)	農業保険関係業務－農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数	年1回以上	3回	10回	18回	19回	15回	56回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>4 農業保険関係業務</p> <p>(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知状況</p>	<p>4 農業保険関係業務</p> <p>(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上</p>	<p>4 農業保険関係業務</p> <p>(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>○ 農業保険関係業務についての情報提供の充実</p> <p>NOSA I イントラネットに、以下の情報を掲載した。</p> <p>① 農業保険関係業務の概要（令和4年度版）</p> <p>② 農業共済組合等の財務状況調査結果</p> <p>③ 農業保険関係業務貸付取扱要領の変更</p> <p>④ 貸付金利の変更（53回）</p> <p>○ 全国会長会議等の全国会議において、農業保険関係業務の業務実績等について説明した。</p> <p>○ 利用者である農業共済団体から、事業運営の実態にあわせて信用基金の貸付取扱要領を見直すよう要請があり、その要請に応じて、信用基金は貸付額の算定方法や徴求書類の変更を行った。</p> <p>なお、意見があったものの、反映していない案件はない。</p>	<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>情報提供の充実及び利用者の意見の反映に取り組んだことから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>－</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>中期目標及び中期計画に基づく取組を適切に実施していることから、「B」評価が妥当である。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>－</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>－</p>	



1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(2)	農業保険関係業務－共済団体等に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	4日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	100.0%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利につ	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利につ	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利につ	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> 共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組が行われているか。適正な事務処理が行われているか	<主要な業務実績> ア 民間金融機関から融資を受けるよう促進 ○ NOSAIイントラネットや、全国会長会議等の全国会議を通じて、共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促した。  ○ 共済団体に対し、台風被害により被災した農業者に対する共済金の支払いに必要な資金の貸付けを行った。 貸付案件について、 ・ 当該借入申込みが大災害時等の緊急的な対応かどうか ・ 緊急的な対応でない場合、民間金融機関からの融資を検討した上で信用基金から借入れを行うこととした理由 を内容とする調書を徴求した。  ○ 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。  イ 適切な水準の貸付金利の設定	<自己評価> 評価：B 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施に取り組んだことから、Bとする。  <課題と対応> -	評価	B
						<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -  <その他事項> -	

<p>いては、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。</p>	<p>いては、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。</p>	<p>いては、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。</p>		<p>○ 貸付金利について、農業共済団体等にとって過大な負担にならないよう、市中金利と同程度の水準（借入申込み時期に相当する全銀協日本円TIBORレートに、一定の率を上乗せ）に設定した。</p> <p>ウ 貸付金及び貸付金利息の確実な回収</p> <p>○ 貸付金及び貸付金利息については、償還期限未到来のため、未回収である。</p>		
---	---	---	--	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5	漁業災害補償関係業務

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
漁業災害補償関係業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 (第1-5-(1)参照)		予算額(千円)	28,431,756	28,428,508	28,440,045	30,560,625	69,188,336
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 (第1-5-(2)参照)		決算額(千円)	14,149	17,120	15,528,058	67,230,227	68,307,712
		経常費用(千円)	9,703	15,988	20,295	21,382	21,360
		経常収支(千円)	△3,820	△9,952	△9,923	51,714	49,297
		行政コスト(注)(千円)	2,630	15,992	20,417	21,382	21,399
		従事人員数(人) ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111	※108

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 (第1-5-(1)参照) (2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 (第1-5-(2)参照)	第1-5-(1)及び(2)を参照。	同左	同左	評価：A 1項目についてA、1項目についてBとしたことから、中項目「5 漁業災害補償関係業務」についてはA評価とする。	評価 A	<評価に至った理由> 2つの小項目のうち、1項目でA、1項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「5 漁業災害補償関係業務」についてはA評価とする。  (1項目×3点+1項目×2点) / (2項目×2点) = 125%  ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点としている。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -

					<その他事項> -
--	--	--	--	--	--------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5-(1)	漁業災害補償関係業務－漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数	年1回以上	-	1回	2回	2回	2回	2回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価	B	
5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。  【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知状況	5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。  【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災	5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。  【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年1回以上  <評価の視点> 利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実 令和4年4月及び令和5年1月に信用基金ホームページに掲載しているリーフレットを更新。 利用者の利便性向上の観点から、諸規程の改正などについて信用基金ホームページに関係者専用ページを設置して掲載した。 また、利用者等に対し情報提供の充実を図る観点から、業務統計年報をホームページ上に掲載した。 <a href="https://www.jaffic.go.jp/guide/gyosai/index.html">https://www.jaffic.go.jp/guide/gyosai/index.html</a>  ○ 漁業災害補償関係業務運営委員会で各委員からご報告いただいた漁業被害の状況等の情報を、信用基金は各区域の被害状況の把握や今後の資金ニーズの把握、借入額の予測に活用した。 なお、意見があったものの、反映していない案件はない。	<自己評価> 評価：B 情報提供の充実及び利用者の意見の反映に取り組んだことから、Bとする。  <課題と対応> -	評価	B	
						<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適切に実施していることから、「B」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -  <その他事項> -		

	害補償関係業務の周知回数：年1回以上	害補償関係業務の周知回数：年1回以上				
--	--------------------	--------------------	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5-(2)	漁業災害補償関係業務-共済団体に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	-	-	-	-	100%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利につ	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利につ	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> 共済団体に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組が行われているか。適正な事務処理が行われているか	<主要な業務実績> ○ 共済団体に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促したが、市中銀行等からの借入れに要する時間や借入金額についてスムーズな対応が困難であることから、信用基金が貸付けを行うことになった。 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。  ○ 貸付日から償還期間までの期間に応じ、借入申込み受理日前に公表されている直近の当該期間に相当する全銀協日本円 TIBOR レートに 0.35% 上乗せした利率を適用した。  ○ 貸付金及び貸付金利息については、共済団体から定められた期日に回収した。  ○ これらに加えて、貸付業務について、令和4年度中の貸付金の最高残高は 188 億円であったが、この水準は、昭和39年の制度創設以来最高の残高水準であり、漁業災害補償関係業務に対する出資金及び利益剰余金の計約 60 億円の2倍を超	<自己評価> 評価：A 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施に取り組んだことに加え、以下の事項を実施したことから、Aとする。  (自己評価の考え方) 不漁の継続や、新型コロナウイルス感染症の影響による多くの魚種における需要減退及び価格低迷により、第4期中期目標や中期計画の策定時において想定していなかった規模の漁業共済による支払が生じることとなり、令和4年度においても国が漁業共済団体に支払うべき保険金の支払不足が生じた。このような中、出資金等の水準を大きく超える貸付けを実施するため、国・漁業連との借入希望額についての緊密な連絡体制の構築や、民間金融機関から必要額を安定的に調達するための働きかけ等に努めたことが、安定した貸付けの実施を可能とし、漁業共済制度の安定的運営に大きく寄与したこと。  <課題と対応> -	評価 A  <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、深刻な不漁や魚価の大幅な下落により、想定を上回る規模の漁業共済金の支払が必要となり、支払財源の国庫負担分が一時的に不足する事態となったところ、法人が主体的に民間金融機関から資金を調達し、これを漁業共済団体に貸し付ける取組を行った（令和4年度新規貸付金 71 億円）。 このことにより、漁業災害補償制度の安定的かつ円滑な実施に貢献したことから、「A」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -  <その他事項> -	

<p>的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。</p>	<p>的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。</p>	<p>的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。</p>		<p>える水準での借入れを行った上での貸付けであった。このように、国・漁済連との借入希望額についての緊密な連絡体制の構築や、民間金融機関から必要額を安定的に調達するための働きかけ等に努めたことによって、出資金等の水準を大きく超える貸付けを安定して実施することを可能とした。</p> <p>○ さらに、業務方法書上の貸付限度額について、第4期中期目標期間に緊急避難的な対応が必要となったことを踏まえ、第5期中期目標の開始に向けて、貸付限度額のあり方についての検討を行い、出資額の4倍と定めていた貸付限度額を、漁業共済団体への安定的・機動的な資金供給が行えるよう「共済金又は再共済金の支払に必要な額」に変更し、業務方法書の変更を行った（令和5年3月22日認可）。</p>		
--	--	--	--	---	--	--



年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-1	事業の効率化（平成29年度対比5%以上の事業費の削減）

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）		30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
事業費（百万円）	-	10,567	4,383	4,120	4,490	3,513	3,354	2,970	
うち保険金（農業）	-	6,946	2,291	2,394	2,464	2,001	1,934	1,761	
保証保険事業助成金（農業）	-	28	28	28	28	279	474	418	令和2年度から、助成内容、助成額及び計上科目を見直したところであり、前年度と数値の継続性はない。
代位弁済費（林業）	-	1,200	673	525	642	419	116	260	
求償権回収事業委託費（林業）	-	20	14	10	7	26	28	14	
保険金（漁業）	-	2,358	1,363	1,147	1,336	692	679	395	
保証保険事業助成金（漁業）	-	14	14	15	14	96	123	122	令和2年度から、助成内容、助成額及び計上科目を見直したところであり、前年度と数値の継続性はない。
削減率（計画値）	中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減			-	-	-	-	-	-
29年度予算に対する削減率（実績値）	-	-	-	61.0%	57.5%	66.8%	68.3%	71.9%	5カ年の平均削減率は65.1%。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
第4 業務運営の効率化に関する事項 1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）を削減する。	<主な定量的指標> ○ 事業費削減率  <その他の指標> なし  <評価の視点> 事業費の削減が図られているか	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の29年度予算に対する平均削減率は、65.1%であり、中期目標期間を通じて定量的指標（5%以上）を達成した。  ○ 事業費（保険金、代位弁済費、保証保険事業助成金及び求償権回収事業委託費）の令和4年	<自己評価> 評価：A 中期目標期間中の事業費の平均削減率は、65.1%であり、定量的指標（5%以上）の達成度が120%以上となった。 また、保険金支払ないしは代位弁済費の支出の抑制に向けて、各勘定において精力的に取組を行ったことから、Aとする。	評価	A  <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することにより、令和4年度の事業費の削減率は平成29年度比で71.9%であり、事業費削減の目標値の達成度が120%以上となったことから、「A」評価が妥当である。

<p>の期間中に、平成 29 年度比で 5 % 以上削減する。</p> <p>&lt; 想定される外部要因 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険金及び代位弁済費については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。</li> </ul>	<p>の期間中に、平成 29 年度比で 5 % 以上削減する。</p>			<p>度支出実績は 29 億 70 百万円であり、事業費トータルでみて平成 29 年度予算対比で 71.9% の削減であった。</p> <p>○ 農業・漁業の各基金協会との事前協議の徹底、適正な引受審査の実施等を通じて保険金支払ないしは代位弁済費の支出の抑制に精力的に取り組んだこと（第 1-1-(3)、第 1-2-(3) 及び第 1-3-(2) を参照）により、上記のとおり大幅な削減率になったものと考えられる。</p>	<p>&lt; 課題と対応 &gt;</p> <p>-</p>	<p>&lt; 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 &gt;</p> <p>-</p> <p>&lt; その他事項 &gt;</p> <p>-</p>
---	-------------------------------------	--	--	---	---------------------------------	---

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-2	経費支出の抑制（平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制）

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)		30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
一般管理費（A）(百万円)		2,011	1,679	1,723	1,860	1,813	1,879	1,607	
うち削減対象外経費（B）		1,599	1,387	1,379	1,531	1,556	1,579	1,434	
一般管理費（削減対象）(A-B)		412	292	345	329	257	299	173	
削減率（計画値）	中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上削減			-	-	-	-	-	
29年度予算に対する削減率	-	-	-	16.3%	20.2%	37.5%	27.3%	57.9%	5カ年の平均削減率は31.8%。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	評価	A		
2 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第3の1の(1)及び(2)のイ	2 経費支出の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第1の1の(1)及び(2)のイ	2 経費支出の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第1の1の(1)及び(2)のイ	<主な定量的指標> ○ 一般管理費削減率  <その他の指標> なし  <評価の視点> 一般管理費の削減に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の29年度予算に対する平均削減率は、31.8%であり、定量的指標（20%以上）を達成した。  (1) 経費支出の抑制に向けた取組 ○ 経費支出の抑制につながるものとして、主に以下の取組を行った。 ・ 役員に対する費用対効果等のコスト意識の徹底として、「一般管理費の経費抑制の取組み」について、役員専用掲示板において周知した。 ・ 物品調達等に係る少額随意契約について、見積り合わせに比べ競争原理	<自己評価> 評価：A 中期目標期間中の29年度予算に対する平均削減率は、31.8%であり、定量的指標（20%以上）の達成度合いが120%以上となった。 また、経費支出の抑制に向けて、精力的に取組を行ったことから、Aとする。  <課題と対応> -	評価	A	<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することにより、令和4年度の一般管理費（削減対象）の削減率は平成29年度比で57.9%であり、経費支出の抑制の目標値の達成度合いが120%以上となったことから、「A」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -  <その他事項> -	

<p>の取組に限る。)に要する経費を除く。)については、中期目標の期間中に、平成 29 年度比で 20%以上抑制する。</p> <p>ア 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p> <p>イ 業務実施方法を見直す。</p> <p>ウ 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。</p> <p>(2) 人件費(退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。</p> <p>また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、对国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)が中期目標期間中は、毎年度 100 を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>の取組に限る。)に要する経費を除く。)については、中期目標の期間中に、平成 29 年度比で 20%以上抑制する。</p> <p>(1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p> <p>(2) 業務実施方法を見直す。</p> <p>(3) 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。</p>	<p>の取組に限る。)に要する経費を除く。)を抑制する。</p> <p>(1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p> <p>(2) 業務実施方法を見直す。</p> <p>(3) 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。</p>		<p>が働き契約金額が低く抑えられるオープンカウンター方式を実施し、支出の抑制に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別業務単位ごとの予算執行状況について、勘定ごとに業務計画や過去の支出実績等を勘案した「予算執行見込」を策定し、支出実績を確認するなど、適正に期中管理を行った。</li> </ul> <p>○ 令和 4 年度はシステム更新に伴う支払いが発生しなかったこともあり、一般管理費(人件費等削減対象外とされる経費は含まない。)の支出実績は、1 億 73 百万円で、平成 29 年度予算対比 57.9% の大幅な削減となった。</p> <p>(2) 人件費の効率化 第 4 - 2 を参照。</p>		
---	--	---	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-3	調達方式の適正化

2. 主な経年データ																
評価対象となる指標		達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）		30年度 （2018年度）		令和元年度 （2019年度）		2年度 （2020年度）		3年度 （2021年度）		4年度 （2022年度）		（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報	
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比		
一般競争 等入札	件数	—	8件	73%	17件	77%	22件	76%	19件	76%	9件	82%	14件	67%	81件	構成比 75%
	金額（百万円）	—	44	63%	197	88%	1,363	94%	328	75%	170	92%	1,650	95%	3,707百万円	92%
随意契約	件数	—	3件	27%	5件	23%	7件	24%	6件	24%	2件	18%	7件	33%	27件	25%
	金額（百万円）	—	26	37%	27	12%	86	6%	112	25%	15	8%	83	5%	323百万円	8%
合計	件数	—	11件	100%	22件	100%	29件	100%	25件	100%	11件	100%	21件	100%	108件	100%
	金額（百万円）	—	69	100%	224	100%	1,448	100%	440	100%	185	100%	1,733	100%	4,030百万円	100%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実	3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実	3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施す	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> 調達に係る契約についての政府の方針を踏まえて、適正な調達に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> (1) 調達等合理化計画 ア 令和4年6月に策定した令和4年度調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等の着実な実施、1者応札・1者応募の改善の取組、合理的な調達の実施等に取組み、調達方式の適正化を図った。 令和4年度の一般競争入札等は14件、16億50百万円で、契約全体に対する割合は、件数で67%、金額で95%であった。 なお、1者応札・1者応募となった入札は、なかった（3年度 0件）。 また、随意契約は7件、83百万円で、契約全体に対する割合は、件数で33%、金額で5%であった。 イ 業務内容の把握や企画提案書・技術提案書の作成業務等に必要な準備期間の十分な確保に努めるため、令和4年度に発注予定の入札につ	<自己評価> 評価：A これまで1者応札・1者応募の改善に向けて様々な取組を行ってきたが、より一層の競争性のある契約の締結を徹底するため、新たに令和4年度の調達等合理化計画において、過去の類似業務における応札者や入札等関係資料を受領したが応札のなかった者などから、仕様書の作成などに必要な情報を継続的に収集するとともに、信用基金の業務内容などの情報を提供し、積極的な競争参加者の掘り起こしに努めることとし、この方針に沿って着実に取組を行った結果、1者応札・1者応募となった入札は、令和3年度に引き続き0件となったことから、Aとする。  <課題と対応> —	評価 A  <評定に至った理由> 調達方式の適正化に向け、公正性・透明性をより一層確保した調達を実現するため、入札方法について、複数の者の入札・応募がなく、1者応札・1者応募となった場合には手続きを中断し、再度公告を行うという法人独自の取組を引き続き徹底したことはもとより、この取組の徹底により、法人の調達事例において、全入札案件の落札価格と最高入札価格との差の合計が約56百万円生じるなど、複数名による応札の効果が発現していると認められることから、「A」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —  <その他事項> —	

<p>施する。</p> <p>イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているかなどを確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>	<p>施する。</p> <p>イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているかなどを確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>	<p>る。</p> <p>イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているかなどを確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>		<p>いて、事前に信用基金ウェブサイトにて公表するとともに、令和4年度に締結した契約に係る情報について、契約情報取扱公表要領に基づき、信用基金ウェブサイトにて公表した。</p> <p>また、1者応札・1者応募の改善のフォローアップとして、各調達案件について、改善項目ごとに取組状況の確認を行った。</p> <p>○予定されている契約の事前公表  <a href="https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html">https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html</a>  ↓</p> <p>○競争入札の公表  <a href="https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/competitive.html">https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/competitive.html</a></p> <p>○随意契約の公表  <a href="https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/voluntary.html">https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/voluntary.html</a></p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 令和4年度調達等合理化計画(案)、令和3年度調達等合理化計画の自己評価(案)及び個々の契約案件の事後点検については、契約監視委員会(令和4年5月10日開催)で審議を受け承認された。</p> <p>イ 総括理事(総務担当)を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化に取り組むこととしており、契約監視委員会(令和4年5月10日開催)において、契約審査委員会の取組状況等について審議を受け承認された。その際委員より示された、</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>① 情報システム関係業務の調達では、物品役務の調達に比べ声がけ数を多くしても、必ずしも入札参加者は増えていないことから、声がけを有効なものとするため、声がけのタイミングや周知する内容など具体策があるのか。</p> <p>② 令和3年度の契約実績のうち落札率が50%未満の契約案件について、予定価格の設定は適切だったか。</p> <p>③ 総合評価落札方式で、評価時において特にどのような点に留意したか。</p> <p>④ 「重点的に取り組む分野」の中の「1者応札・1者応募の改善の取組状況」において、「応募予定者が入札等の手続きや企画提案書等の作成に必要な準備期間の確保に努めた」と記載されているが、具体的に取り組んだ内容はどのようなものか。</p> <p>との意見について、総務課が以下のことを指示することにより対応した。</p> <p>① 今後の調達においては、信用基金での過去の類似業務における応札者や入札等関係資料を受領したが応札のなかった業者などから、仕様書の作成・見直しに当たり必要な情報を継続的に収集するとともに、信用基金の業務内容などの情報を提供するなど、公正性・透明性の観点を確認しつつ、積極的な競争参加者の掘り起こしに努めること。</p> <p>② 予定価格については、市場価格のあるものはカタ</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>ログ等を用いて設定していること。また、中央官庁及び他の独立行政法人の調達仕様書と比較検討した結果、競争を阻害していた可能性があると考えられる条件について、見直しを行うこと。</p> <p>③ 情報システム関係業務については、総合評価落札方式で調達を実施しており、その評価にあたり、現行システムの理解度を求める評価項目を削除するとともに、総合評価要領を中央官庁の総合評価基準と同レベルのものとし、かつ、評価項目を加点方式にすることで、新規参入者に対し、既存業者が有利となる評価項目にならないよう、応札者の技術力を公平に判断すること。</p> <p>④ 総務課が事前に調達までのスケジュールのチェックを行い、早期の声掛け等を行うことで、応募予定者が入札等の手続きや企画提案書等の作成を行うために必要な準備期間を確保すること。</p> <p>ウ 契約審査委員会の審査対象となる全ての随意契約案件について、随意契約とする理由が妥当か（「契約事務取扱細則第 34 条第 1 項なお書きの随意契約によることができる具体的な事例」（平成 30 年 1 月 31 日制定）に該当しているか）等の審査を受け承認された。</p> <p>エ 1 者応札・1 者応募の防止のための取組を強化する観点から、令和 4 年度に実施した一般競争入札を振り返り、</p>	
--	--	--	--	---	--



				各契約担当部署において検討した1者応札・1者応募の改善策の点検結果や、総務課が検討した各部署で共通に活用できる対応方法を取りまとめるとともに、職員に対し、その周知を行った。		
--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-4	電子化の推進

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>4 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。</p> <p>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。</p>	<p>4 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。</p> <p>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。</p>	<p>4 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。</p> <p>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。</p> <p>また、昨年度に導入したウェブ会議やテレワークのシステムを最大限活用し、業務の電子化だけでなく、事務・</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 業務の効率化及び簡素化を図る観点から、業務の電子化の推進に向けた取組は行われているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>○ 業務の電子化について、以下に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則電子決裁にすることや内部会議へのPC持込み等によるペーパーレス化の取組を引き続き実施したほか、令和4年10月から保存文書の電子化の取組を開始した。（約41万枚の電子化）</li> <li>ウェブ会議サービス（Cisco Webex Meetings）やテレワークシステムを最大限活用し、新型コロナウイルス感染症の影響にも対応しつつ、業務を円滑かつ効率的に実施した。</li> <li>IT化を組織的に推進するため、令和4年7月にIT化推進委員会を設置した。委員会は、2か月ごとに開催し、情報システムの整備、業務の自動化・電子化に係る進捗管理を実施した。PMOの設置については、担当部署、役割について検討の上、令和5年4月に設置するために必要な規程改正を実施した。</li> </ul>	<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>① 電子決裁やウェブ会議の最大限の活用などの業務の電子化に向けての取組の推進、情報システムの整備をしたことに加え、計画を大きく上回る取組として、</p> <p>② 業務の自動化・電子化などを推進するための体制整備の推進（令和5年4月PMO設置）は、第5期中期目標期間中に設置することとされていたところ、早期に検討を開始し、令和4年度中に必要な規程変更を実施し、令和5年4月1日にPMOを設置した。また、IT化推進委員会を新たに設置し、より効果的な情報システム等の整備・管理等を推進し、IT化の目指すべき姿、IT人材育成方針等を盛り込んだIT化推進中期計画等を策定した。なお、IT化を進めていく上で中期目標期間と合わせた5年間のIT化推進中期計画、これに基づく年度計画を中期計画との整合性を図りつつ策定したことは、初めての取組である。以上のとおり、従来の取組を超えて、IT化推進のための環境を整備するなど、計画を大き</p>	<p>評価</p> <p>A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>IT化を組織的に推進するため、①令和4年7月に法人独自の取組としてIT化推進委員会（委員会は、2か月ごとに開催し、情報システムの整備、業務の自動化・電子化に係る進捗管理を実施）を設置、②中期目標ではPMO設置の「検討」となっているところ、法人は、担当部署・役割について検討をし、令和4年度内に必要な規程改正を実施した上で、前倒しで令和5年4月1日付けでPMOを設置したことから、「A」評価が妥当である。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針&gt;</p> <p>-</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>-</p>	

		<p>事業のやり方や働き方についての見直しを模索していく。</p>		<p>また、第5期中期計画及び令和5年度年度計画と整合性を図りつつ、情報システムの整備、業務の自動化・電子化の取組を盛り込んだIT化推進中期計画及び令和5年度IT化推進計画を策定した。</p>	<p>＜上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。＞</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>－</p>	
--	--	-----------------------------------	--	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-1	財務運営の適正化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
<b>農業信用保険業務</b>								
業務収支(百万円) (A-B)		3,431	2,878	3,030	2,519	2,607	2,452	
収益合計(A)		5,722	5,272	5,494	4,532	4,555	4,223	
政府事業交付金収入		54	37	49	11	10	9	
事業収入		5,669	5,235	5,445	4,521	4,545	4,213	
保険料収入		2,947	2,840	2,764	2,610	2,448	2,350	
回収金収入		2,722	2,395	2,681	1,911	2,097	1,863	
費用合計(B)		2,291	2,394	2,464	2,014	1,949	1,771	
政府事業交付金繰入		-	-	-	12	14	10	
事業費		2,291	2,394	2,464	2,001	1,934	1,761	
保険金		2,291	2,394	2,464	2,001	1,934	1,761	
<b>林業信用保証業務</b>								
業務収支(百万円) (A-B)		64	48	16	177	300	145	
収益合計(A)		737	574	659	595	416	405	
政府事業交付金収入		175	13	192	78	24	22	
事業収入		562	561	467	518	391	382	
保証料収入		293	279	309	301	257	240	
求償権回収収入		269	281	157	217	134	142	
費用合計(B)		673	525	642	419	116	260	
事業費		673	525	642	419	116	260	
代位弁済費		673	525	642	419	116	260	
<b>漁業信用保険業務</b>								
業務収支(百万円) (A-B)		1,161	1,367	731	1,297	1,473	1,258	
収益合計(A)		2,524	2,514	2,067	1,989	2,152	1,653	
政府事業交付金収入		960	1,096	757	608	898	586	
事業収入		1,564	1,418	1,310	1,381	1,253	1,067	
保険料収入		793	736	710	725	692	625	
回収金収入		772	683	600	656	562	442	
費用合計(B)		1,363	1,147	1,336	692	679	395	
事業費		1,363	1,147	1,336	692	679	395	
保険金		1,363	1,147	1,336	692	679	395	

(注) 政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 財務運営の適正化</p> <p>我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。</p> <p>このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第3の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p> <p>特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 財務運営の適正化</p> <p>我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。</p> <p>このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第1の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p> <p>特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 財務運営の適正化</p> <p>我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。</p> <p>このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第1の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p> <p>特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指す取組は行われているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>○ 保険金及び代位弁済費の支出が、中期計画策定時で想定したよりも大幅に減少していることを背景に、農業信用保険勘定、林業信用保証勘定及び漁業信用保険勘定のいずれも令和4年度の業務収支は黒字となった。</p> <p>○ 業務ごとの状況は、以下のとおり。 (農業信用保険勘定) 農業信用保険業務については、第1-1-(3)に記したとおり、基金協会との事前協議、適正な引受・支払審査、大口保険引受先を中心とした期中管理等の取組により、保険金支払が抑制されたことから、令和4年度の業務収支は黒字となった。</p> <p>(林業信用保証勘定) 林業信用保証業務については、第1-2-(3)に記したとおり、適正な引受審査、期中管理のための融資機関との情報共有、融資機関との適切なリスク分担等の取組により、代位弁済が抑制されたことから、令和4年度の業務収支は黒字となった。</p> <p>(漁業信用保険勘定) 漁業信用保険業務については、第1-3-(2)に記したとおり、基金協会との事前協議、保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整等の取組により、保険金支払が抑制されたことから、令和4</p>	<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>評価：B 勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指して、財務運営の適正化に取り組んだことから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; -</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; -</p> <p>&lt;その他事項&gt; -</p>	

<p>務収支の黒字化に資するよう、第3の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。</p> <p>&lt;想定される外部要因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務収支は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。</li> </ul>	<p>務収支の黒字化に資するよう、第1の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。</p>	<p>務収支の黒字化に資するよう、第1の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。</p>		<p>年度の業務収支は黒字となった。</p>		
--	--	--	--	------------------------	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-2	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険勘定（百万円）								
収入合計		24,836	24,194	24,252	23,360	23,329	23,013	
支出合計		21,513	21,652	21,755	21,564	21,682	21,458	
林業信用保証勘定（百万円）								
収入合計		7,612	7,789	7,899	9,068	8,475	8,366	
支出合計		8,127	7,370	9,142	6,780	6,546	6,579	
漁業信用保険勘定（百万円）								
収入合計		15,761	18,485	14,996	19,068	14,083	11,754	
支出合計		14,175	17,701	14,159	16,990	13,247	11,299	
農業保険関係勘定（百万円）								
収入合計		535	385	1,346	1,553	14	15	
支出合計		313	404	1,016	1,553	15	517	
漁業災害補償関係勘定（百万円）								
収入合計		6	6	6	10,582	67,277	68,284	
支出合計		19	14	17	15,528	67,230	68,308	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。	2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> 適正な業務運営を確保するものであるか	<主要な業務実績> ○ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画に対する決算の状況は、別紙のとおりである。  ○ 予算に対する決算の状況（農業信用保険勘定） 保険金支払額並びに基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。  (林業信用保証勘定)	<自己評価> 評定：B 適正な業務運営を確保するため、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営を実施したことから、Bとする。  <課題と対応> -	評価 B  <評定に至った理由> 中期計画に基づく取組を適切に実施していることから、「B」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -  <その他事項> -

				<p>木材産業等高度化推進資金の原資となる信用基金からの都道府県に対する貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。</p> <p>(漁業信用保険勘定) 基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。</p> <p>(農業保険関係勘定、漁業災害補償関係勘定) 予算では、セーフティネットという業務の特性上、大災害が発生した場合に共済金支払原資を供給できるよう、最大規模の貸付実績を勘案して、貸付計画・借入計画を設定している。令和4年度においては、農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定において、災害の発生が見込みを下回ったこと等により、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。</p> <p>○ 収支計画に対する決算の状況 (農業信用保険勘定) 保険料及び回収金の収入が保険金の支払いよりも多かったこと等により、17億79百万円の当期総利益を計上した。</p> <p>(林業信用保証勘定) 求償権化懸念先の保証残高が前年度より減少したことに連動して、当該区分の引当額が減少したこと等から、保証債務損失引当金戻入が生じたこと等により、2億3百万円の当期総利益を計上した。</p>	
--	--	--	--	---	--



				<p>(漁業信用保険勘定)          保険料及び回収金の収入が保険金の支払いよりも多かったこと等により、8億45百万円の当期総利益を計上した。</p> <p>(農業保険関係勘定)          貸付けによる事業収入が増加したが、一般管理費も増加したこと等により、2百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。</p> <p>(漁業災害補償関係勘定)          貸付けによる貸付金利息収入が費用を上回ったこと等により、49百万円の当期総利益を計上した。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-3	決算情報・セグメント情報の開示

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
2 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	3 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	3 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> 適切な区分に基づく情報の開示は行われているか	<主要な業務実績> ○ 令和4年8月に、勘定区分に応じた令和3年度財務諸表（8月15日主務大臣承認）を信用基金ウェブサイトに掲載した。 財務内容の一層の透明性を確保するため、上記財務諸表に加え、以下の情報を掲載した。 ① 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令」及び「独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令」に規定された区分毎の財務諸表と併せて、財務諸表等の概要を説明した資料 ② 事業報告書について、 ・ 財務諸表のデータ ・ 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報 ・ 主要な財務データの経年比較  <a href="https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html">https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html</a>	<自己評価> 評定：B 決算情報・業務内容に応じた情報の開示を行ったことから、Bとする。  <課題と対応> -	評価	B
						<評定に至った理由> > 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -  <その他事項> -	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-4	長期借入金の条件

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
3 長期借入金の条件  基金法第17条（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は暫定措置法第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	4 長期借入金の条件  基金法第17条（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は暫定措置法第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	4 長期借入金の条件  基金法第17条（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は暫定措置法第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> 極力有利な条件で借入れを行っているか	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評価：－  <課題と対応> －	評価	－  <評定に至った理由> －  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －  <その他事項> －

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-5	短期借入金の限度額

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
	<p>5 短期借入金の限度額</p> <p>農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定において782億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。</p>	<p>5 短期借入金の限度額</p> <p>農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定において782億円、漁業災害補償関係勘定において227億円（注）を限度とする。</p> <p>（注）独立行政法人通則法第45条第1項ただし書きの規定に基づき、中期計画に規定する短期借入金の限度額（110億円）を超える借入について農林水産大臣の認可を得ている。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 限度額の範囲内で行われたか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; （農業保険関係業務） （実績は、なし）</p> <p>（漁業災害補償関係業務）</p> <p>○ 漁業共済団体に対する貸付原資とするため、令和4年4月以降、毎月短期借入れを行った（令和4年度の最大借入残高は140億円。）。 令和3年度に、中期計画に定めた借入限度額を超過する借入れを行う（上限110億円→227億円）ことについて、主務大臣の認可を受けたことから、その範囲内において円滑に借入れを行うことができた。 なお、借換えのための主務大臣の認可を受け、令和5年3月末に全額借り換えを行った（令和5年3月末の借入残高は36億円。）。</p> <p>○ 借入先は、複数の金融機関から金利提示を受けた上で、最も有利な金利提示を行った金融機関に決定した。</p>	<p>&lt;自己評価&gt; 評価：B 令和4年度は、令和3年度において、中期計画に定めた借入限度額を超過する借入れ（上限110億円→227億円）を行うことについて認可を受け、その範囲内において借入れを行った（令和5年3月末の借入残高36億円）ことから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; -</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針&gt; -</p> <p>&lt;その他事項&gt; -</p>	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-6	不要財産の処分に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付けについては、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和2年1月10日付け元水漁第1203号）を踏まえ、国からの出資金88億6,947万円について、令和2年度中に50億617万6千円、令和3年度中に38億6,329万4千円を国庫に納付する。</p> <p>また、漁業信用基金協会からの出資金3億4,020万円についても、令和2年度中に漁業信用基</p>	<p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>（措置済みのため、予定なし。）</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt; なし</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; （措置済みのため、業務実績は、なし）</p>	<p>&lt;自己評価&gt; 評価：－</p> <p>&lt;課題と対応&gt; －</p>	<p>評価 ー</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; －</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; －</p> <p>&lt;その他事項&gt; －</p>

	金協会に払い戻す。					
--	-----------	--	--	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-7	不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	7-6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画予定なし。	7-6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画予定なし。	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> なし	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評価：－  <課題と対応> －	評価   － <評価に至った理由> －  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －  <その他事項> －

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-8	剰余金の使途

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	8 剰余金の使途 農林漁業金融の セーフティネット 機関としての役割 の向上のため、人材 の育成・研修、情報 システムの充実等 の使途に使用する。	8 剰余金の使途 農林漁業金融の セーフティネット 機関としての役割 の向上のため、人材 の育成・研修、情報 システムの充実等 の使途に使用する。	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> 目的積立金は、中期計画で 定めた使途に使用されて いるか	<主要な業務実績> (目的積立金を積み立てていな いことから、実績なし)	<自己評価> 評価：－  <課題と対応> －	評価	－  <評定に至った理由> －  <指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> －  <その他事項> －



年度評価 項目別評価調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-1	施設及び設備に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
第6 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし。	第4 その他業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし。	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> なし	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評価：－  <課題と対応> －	評価	－  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －  <その他事項> －

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-2	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
常勤職員数								
定員	113 名	113 名	113 名	113 名	113 名	113 名	113 名	
実員（期初。再雇用を含む。）	-	108 名	110 名	108 名	110 名	111 名	108 名	期初は、各年度の 4 月 1 日現在である。
実員（期末。再雇用を含む。）	-	99 名 (106 名)	101 名 (105 名)	97 名 (102 名)	102 名 (108 名)	102 名 (107 名)	95 名 (102 名)	期末は、各年度の 3 月 31 日現在である。カッコ内は、期末の退職者を含む常勤職員数である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
1 職員の人事  (1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、人員の抑制を図る。 (2) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。 (3) 人材の確保、人材の養成	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、期末の常勤職員数が期初の常勤職員数（113 名）を上回らないようにする。 (2) 人件費の効率化 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 また、給与水準に	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、令和 5 年 3 月 31 日の常勤職員数が平成 30 年 4 月 1 日の常勤職員数（113 名）を上回らないようにする。 (2) 人件費の効率化 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。	<主な定量的指標> ○ 定員及び実員の推移  <その他の指標> なし  <評価の視点> 人員体制、人件費の効率化、人事評価及び人材の確保・養成に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> (1) 人員 ○ 業務体制、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘案して人員配置を行った。 令和 4 年度には 2 名を新規採用し、この結果、令和 4 年 4 月 1 日時点で 108 名、令和 5 年 3 月 31 日時点で 95 名（令和 5 年 3 月末の退職者を含めると 102 名）となった。  ○ 令和 4 年度に、「独立行政法人農林漁業信用基金組織規程」の変更し、以下のとおり組織体制を見直し、横断的な人事管理と、人材の育成に資する取組みを実施した。 ・ 「システム管理課」の名称を「IT 活用課」に変更し、システム整備に関する組織を見直し。 ・ 部室の統合や、一部の課の廃止などを実施（令和 5 年 4 月から）。	<自己評価> 評定：B 新卒及び金融機関経験者を採用し定員の範囲内で人材の確保を行った。 また、組織体制の見直し、人事評価の適正化及び研修の確実な実施並びにフォローアップを行い、人材の育成に取り組んだ。 給与水準については、対国家公務員地域・学歴別指数で 100 を上回らなかった。  <課題と対応> -	評価 B  <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -  <その他事項> -

<p>ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。</p> <p>イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。</p>	<p>については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、对国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(参考) 期中の人件費総額（見込み）5,569百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>(3) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p> <p>(4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。</p>	<p>また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、对国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価及び期首・期末の面談を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p> <p>(4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。</p>		<p>(2) 人件費の効率化 ○ 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等を改正した。</p> <p>○ 給与水準について、令和4年度の対国家公務員地域・学歴別指数は令和5年6月に確定見込。</p> <p>(3) 人事評価 ○ 能力評価、業績評価により、人事評価を行い、期首・期末面談を行った。</p> <p>○ 職員の人材育成の観点から、「独立行政法人農林漁業信用基金人事評価実施規程」を変更し、管理職による職員の進捗管理が機能するよう見直しを図った。</p> <p>○ 人事評価の結果については、職員の勤勉手当、昇格・昇給に反映させた。</p> <p>○ 役員の期末特別手当については、役員給与規程により、主務大臣が行う業績評価の結果を参考として、その者の業績を勘案して支給した。</p> <p>(4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 ○ 外部から登用した金融機関勤務経験者、再任用した定年退職職員を適所に配置し、その専門知識や経験を業務に生かした。</p> <p>○ 「独立行政法人農林漁業信用基金非常勤職員就業規則」を変更し、経験豊富なシニア層の人材の就業機会の確保を図った。</p>		
---	--	--	--	---	--	--

	<p>業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。</p> <p>イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。</p>	<p>イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮しつつ横断的な人事管理を行う。</p> <p>研修制度については、若手職員の能力と意欲の増進に資するよう、内容を体系的に見直し、その充実を図るとともに、引き続き、専門性の高い人材の早期育成を図るよう実施する。</p>		<p>イ 人材の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各職員の在籍状況を把握しつつ、日常の業務及び研修により能力向上を図るとともに、人事評価結果等により適性を見極め、適材適所の配置を行った。</li> <li>○ 「独立行政法人農林漁業信用基金研修規程」に基づき職員研修を行い、専門知識を有する人材の育成に取り組んだ。</li> <li>○ 令和4年度に、以下のとおり見直した研修計画に基づき研修を実施するとともに、研修内容の振り返りや改善点に関するフォローアップを行い、令和5年度の研修の実施計画の策定に反映した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階層、職位、業務に応じた研修の充実</li> <li>・ 職員の能力を向上させる研修の充実</li> </ul> </li> </ul>		
--	---	--	--	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-3	積立金の処分に関する事項

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
	3 積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。	3 積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、各業務に充てられているか	<主要な業務実績> 農業保険関係勘定に計上してある前中期目標期間繰越積立金は、同勘定における当期純損失2百万円の補てんに充てた。  なお、農業信用保険勘定、林業信用保証勘定、漁業信用保険勘定及び漁業災害補償関係勘定に計上の同積立金は、各勘定において当期純利益を計上したことから、同積立金の取崩しを行っていない。	<自己評価> 評価：B 前中期目標期間繰越積立金を当期純損失の補てんに充てたことから、Bとする。  <課題と対応> -	評価	B  <評定に至った理由> 中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -  <その他事項> -

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-4	その他中期目標を達成するために必要な事項

2. 主要な経年データ	
その他の中期目標を達成するために必要な事項	
(1) ガバナンスの高度化	(第4-4-1(1)参照)
(2) 情報セキュリティ対策	(第4-4-1(2)参照)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
第6 その他業務運営に関する重要事項 2 ガバナンスの高度化 (第4-4-1(1)参照) 3 情報セキュリティ対策 (第4-4-1(2)参照)	第4-4-1(1)及び (2)を参照。	同左	同左	評価：A 1項目についてA、1項目についてBとしたことから、中項目「4 その他中期目標を達成するために必要な業務」についてはA評価とする。	評価 A <評価に至った理由> 2つの小項目のうち、1項目でA、1項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「4 その他中期目標を達成するために必要な事項」についてはA評価とする。  $(1項目 \times 3点 + 1項目 \times 2点) / (2項目 \times 2点) = 125\%$  ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点としている。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -  <その他事項> -	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-4-(1)	ガバナンスの高度化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>2 ガバナンスの高度化</p> <p>(1) 運営委員会 政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。</p> <p>(2) 内部統制機能の強化 ア 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的に開催して、業務に関する重要事項について意見交換を行う。</p> <p>イ 内部統制委員会 理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、各種委員会における取組状況をモニタリングするな</p>	<p>4 その他中期目標を達成するために必要な事項</p> <p>(1) ガバナンスの高度化 ア 運営委員会 政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。</p> <p>イ 内部統制機能の強化 (ア) 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的に開催して、業務に関する重要事項について意見交換を行う。</p> <p>(イ) 内部統制委員会 理事長を</p>	<p>4 その他</p> <p>(1) ガバナンスの高度化 ア 運営委員会 政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。</p> <p>イ 内部統制機能の強化 (ア) 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的に開催して、業務に関する重要事項について意見交換を行う。</p> <p>(イ) 内部統制委員会 理事長を</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt; ガバナンスの高度化に向けた取組は行われている</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ア 運営委員会</p> <p>○ 令和4年9月から10月に開催した運営委員会において、中期計画及び令和4年度年度計画の変更について審議を行ったほか、業務実績評価書、決算等について報告を行った。</p> <p>また、令和5年2月に開催した運営委員会において、業務方法書の変更、第5期中期計画及び令和5年度年度計画の作成について審議を行った。</p> <p>○ 運営委員会において、法定審議事項の審議に加え、「料率算定委員会」や「業務運営の検証委員会」の結果の報告や、業務の概況などについて情報提供を行うなど、幅広く意見を聞き、今後の業務運営に反映されるよう取り組んだ。</p> <p>○ 令和4年度は、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、ウェブ会議での開催とした。</p>	<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>運営委員会について、法定審議事項に加えて、各業務の重要課題の検討状況について報告を行うなど、業務運営の透明性を高め、実質のある議論を促進し、委員からの意見等を業務運営に反映させるよう取り組んだほか、役員会や内部統制委員会の開催、監査の実施等を通じて内部統制の強化に取り組んだ。</p> <p>上記に加え、</p> <p>① 企画部会では、各部門の独自の業務目標の設定、進捗管理及び業務達成状況の振り返りを実施し、業務運営上、改善すべき点等を部門横断的に共有するなど、次年度以降の業務運営の参考になるようにPDCAサイクルを強化したほか、業務のマニュアル化の推進のためマニュアルコンテスト等の取組を実施、</p> <p>② リスク管理委員会では、リスクマネジメント機能を強化するため、部室課単位で作成していたリスク対応方針を部門単位で作成し、部門統一的にリスクを把握するように見直した。</p>	<p>評価 A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、ガバナンスの高度化の取組として、法人が独自に、マニュアルコンテストを実施し、役員・幹部職員が適切な業務の実施について適確に確認することが可能となる業務マニュアル作成の動機付けや優良事例の表彰・横展開を行ったことから、「A」評価が妥当である。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; -</p> <p>&lt;その他事項&gt; -</p>	

<p>ど、内部統制を推進する。</p> <p>ウ リスク管理委員会 外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施する。</p> <p>エ コンプライアンス 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプライアンス（法令等遵守）に着実に取り組む。</p> <p>オ 事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自主点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善策を検討する。</p> <p>カ 監査 各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保される</p>	<p>トップとする内部統制委員会を開催して、各種委員会における取組状況をモニタリングするなど、内部統制を推進する。</p> <p>(ウ) リスク管理委員会 外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施する。</p> <p>(エ) コンプライアンス 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプライアンス（法令等遵守）に着実に取り組む。</p> <p>(オ) 事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自主点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善策を検討する。</p> <p>(カ) 監査 各部署から</p>	<p>トップとする内部統制委員会を開催して、各種委員会における取組状況をモニタリングするなど、内部統制を推進する。</p> <p>(ウ) リスク管理委員会 外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施する。</p> <p>(エ) コンプライアンス 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプライアンス（法令等遵守）に着実に取り組む。</p> <p>(オ) 事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自主点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善策を検討する。</p> <p>(カ) 監査 各部署から</p>		<p>イ 内部統制機能の強化 (ア) 役員会 ○ 役員会を13回開催した。 役員会においては、各業務実績の報告を受けて年度計画の進捗管理を行うほか、業務方法書の変更や運営委員会の開催など業務運営に関する重要事項について意見交換を行い、理事長の意思決定を補佐した。</p> <p>(イ) 内部統制委員会 ○ 四半期ごとに開催し、各種委員会の取組状況に係るモニタリング等を実施し、内部統制を推進した。</p> <p>○ また、企画部会において、中期目標・中期計画の実現に寄与する業務目標の設定や業務の進捗管理を行うことに加え、各部門において業務目標の達成状況の振り返りを実施し、各部門の自己評価の他に法人としての評価を決定するとともに、業務運営において改善すべき点等を明確化及び部門横断的に共有化するなど、次年度以降の業務の参考になるようにPDCAサイクルを強化し、内部統制を強化した。</p> <p>○ 内部統制委員会における事故報告を受け、事故発生防止について全職員に向けて周知徹底を図った。</p> <p>(ウ) リスク管理委員会 ○ 令和5年3月に開催し、リスク計量結果、リスク管理に係る対応状況、「料率算定委員会」「業務運営の検証委員会」の結果等について、報告した。</p>	<p>③ 更に、法人統一的に情報システム策定整備・進捗管理を実施するため、計画にはなかったIT化推進委員会を新たに設置し、内部統制委員会にて、その取組状況等に係るモニタリング及び改善策の検討を審議した。</p> <p>以上のとおり、計画を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; -</p>	
---	---	---	--	--	--	--



<p>ようにする。</p>	<p>独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。</p>	<p>独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。</p>		<p>○ リスク管理については、従来、部室課単位で作成していたリスク対応方針を部門ごとに作成するよう見直し、部門全体で統一的にリスクを把握可能とすることにより、リスクマネジメント機能を強化した。</p> <p>(エ) コンプライアンス推進のための取組</p> <p>○ 「ハラスメント研修(管理職等向け)」・「ハラスメント研修(一般職員向け)」・「コンプライアンス研修(管理職等向け)」・「コンプライアンス研修(一般職員向け)」と内容ごとに分離し、対象者が重点的に学ぶべき内容を効率的に習得できる形式で実施した。</p> <p>また、信用基金の監理室長等を講師とし、業務の実情に即した研修を実施した。</p> <p>○ 信用基金の業務に即した設問を役職員より募集し、コンプライアンス理解度テストを実施したほか、コンプライアンス・マニュアルやQ&amp;Aの見直し等を行った。</p> <p>○ 令和5年2月に、コンプライアンス委員会を（書面にて）開催し、令和5年度のコンプライアンス・プログラム等の策定や、コンプライアンス理解度テストの実施結果等について審議を行った。</p> <p>(オ) 事務リスク自主点検の実施</p> <p>○ 令和4年8月の業務改善委員会で、事務リスク自主点検の実施方針について審議をした上で、過去の監査等による指摘事項等を踏まえた</p>		
---------------	---	---	--	---	--	--

				<p>事務ミスを点検項目として、9月に自主点検を実施した。その点検結果を踏まえ、11月の業務改善委員会において、例えば、メール施行において、何い漏れ、件名に文書番号記載漏れ等の散見されたミスに対して、文書管理システムを改修し、システム上同様のミスが起こらないようにするなどの改善策を検討し、実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年度内に発生した事故について、理事長に対して速やかに報告をするとともに、再発防止策等を検討し、内部統制委員会に報告を行った。その後、再発防止の取組実施状況について、内部監査等により随時確認を行った。</li> <li>○ 令和4年度中にのべ4回開催した業務改善委員会において、業務改善提案2件の審議及び事務リスク自主点検の点検結果報告等を行った。</li> </ul> <p>(カ)監査を通じた適切かつ健全な業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内部監査の実施 令和4年5月に主務省検査を受検したことから、6月に令和4年度内部監査計画を変更し、変更後の計画に基づき、スケジュールどおり全ての個別内部監査を完遂するとともに、理事長等への実施方針や監査結果の報告も年度内に実施した。 また、内部監査における指摘事項等のフォローアップについて、指摘事項の即時フォローを実施した。</li> <li>○ 各部室課に対し、主務省検</li> </ul>	
--	--	--	--	--	--

				<p>査を受検したことにより分かった課題をしっかりと認識させるとともに、課題解決に向けた検討を行わせ、年度末までに全ての部室課に対して、改善措置を終了させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監事監査の実施 令和4年度監事監査計画に基づき、監事監査が行われ、指摘はなかった。</li> <li>○ 会計監査人による監査の実施 令和4年11月、令和5年2月～3月に会計監査人監査（期中往査）が行われ、指摘はなかった。</li> </ul>	
--	--	--	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-4-(2)	情報セキュリティ対策

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
3 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」(令和 3 年 7 月 7 日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、平成 29 年度に設置した C I S O アドバイザーの専門的な知見の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> 政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策の推進に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するため、以下の事項を実施した。 ・ 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準や個人情報保護法の改正を踏まえて、関係規程類の改正等を行った。 ・ N I S C 等から提供される情報セキュリティ対策に関する情報等を基に、システム上で不正な通信等を監視するなどの対策を行った。 ・ オンラインによる N I S C 等主催の情報セキュリティ対策のための統一基準群に関する勉強会等に参加し、セキュリティ対策に対する知識の向上に取り組んだ。 ・ C I S O アドバイザーの助言を踏まえ整備した「システム資産管理台帳」と「情報資産管理台帳」を、機器更新等の都度適切に更新したほか、情報資産毎のリスク分析を実施し、適切に情報セキュリティ対策の推進を図った。 ・ 役職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、全役員を対象とする情報セキュリ	<自己評価> 評価：B 情報セキュリティの強化のためのセキュリティ機器の安定稼働を図り、不正な通信等の監視を行った。また、C I S O アドバイザーの助言を踏まえ整備した「システム資産管理台帳」、「情報資産管理台帳」の内容を適切に更新することで、適切な情報セキュリティ対策の推進を図った。これらことから、B とする。  <課題と対応> -	評価	B
						<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適切に実施していることから、「B」評価が妥当である。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -  <その他事項> -	

				ティ研修を実施するとともに、 標的型攻撃メール訓練を実施 した。		
--	--	--	--	--	--	--

## 1. 令和4事業年度予算及び決算

### (1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
受入事業交付金	921	717	33	51	440	440	448	226	-	-	-	-
民間出資金	80	9	-	-	80	9	0	-	-	-	-	-
事業収入	182,869	73,454	25,469	22,769	10,878	7,791	13,837	11,379	81,185	-	51,501	31,515
運用収入	464	472	187	193	119	119	138	138	14	15	5	5
借入金	102,099	36,763	-	-	-	-	-	-	79,399	-	22,700	36,763
その他の収入	4	17	3	0	1	6	0	11	-	0	0	0
合 計	286,437	111,432	25,692	23,013	11,518	8,366	14,423	11,754	160,598	15	74,206	68,284

### (2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
民間出資金	100	49	-	-	100	49	-	-	-	-	-	-
事業費	281,335	106,505	25,419	20,747	10,954	6,029	14,470	10,943	161,324	500	69,168	68,286
一般管理費	2,107	1,607	953	711	637	500	476	356	21	17	20	22
直接業務費	346	73	215	46	55	15	72	12	4	0	1	0
管理業務費	433	418	203	207	138	123	81	81	7	4	5	4
人件費	1,328	1,116	536	459	445	362	323	263	10	13	14	18
合 計	283,543	108,161	26,372	21,458	11,692	6,579	14,946	11,299	161,345	517	69,188	68,308

## 2. 令和4事業年度収支計画及び実績

### (1) 収益

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	875	670	27	9	417	75	432	586	-	-	-	-
事業収入	6,525	5,649	4,907	4,202	329	306	1,148	1,076	65	1	75	65
財務収益	456	467	186	191	120	118	131	137	14	16	5	6
引当金等戻入	-	849	-	344	-	413	-	91	-	-	-	0
雑益	4	2	3	0	1	2	0	0	-	0	0	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
当期総損失	1,591	-	712	-	400	-	540	-	-	-	-	-
合計	9,451	7,639	5,835	4,747	1,266	913	2,251	1,890	79	18	81	71

### (2) 費用

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金繰入	-	10	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-
事業費	6,636	2,874	4,857	2,179	31	30	1,749	665	0	-	0	-
一般管理費	2,112	1,588	937	706	652	498	482	349	21	18	20	17
直接業務費	346	77	215	50	55	15	72	12	4	0	1	0
管理業務費	416	360	188	173	138	109	80	72	6	4	5	3
人件費	1,349	1,150	534	482	460	375	330	265	10	14	15	14
減価償却費	87	96	42	42	25	34	20	20	0	0	0	0
財務費用	57	3	-	-	-	-	-	-	34	-	23	3
引当金等繰入	559	182	-	32	559	138	-	11	-	-	-	-
臨時損失	-	10	-	0	-	9	-	0	-	0	-	0
固定資産除却損	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
減損損失	-	9	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-
当期総利益	-	2,876	-	1,779	-	203	-	845	24	-	37	49
合計	9,451	7,639	5,835	4,747	1,266	913	2,251	1,890	79	18	81	71

(注) 収支計画は、予算ベースで作成した。

### 3. 令和4事業年度資金計画及び実績

#### (1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	184,263	74,658	25,700	23,022	11,439	8,357	14,419	11,743	81,199	15	51,506	31,521
投資活動による収入	7	2	0	-	0	0	6	2	-	-	-	-
財務活動による収入	102,179	36,783	-	-	80	9	0	11	79,399	-	22,700	36,763
前年度からの繰越金	160,534	168,913	60,391	63,891	42,388	43,987	52,874	56,097	3,847	3,853	1,034	1,085
合 計	446,982	280,357	86,091	86,913	53,908	52,353	67,299	67,853	164,445	3,869	75,240	69,369

#### (2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	161,892	61,031	26,365	21,531	11,592	6,516	14,945	11,290	81,945	517	27,044	21,176
投資活動による支出	17	56	15	33	1	14	1	9	0	0	0	0
財務活動による支出	121,643	47,180	-	-	100	49	-	-	79,399	-	42,144	47,131
翌年度への繰越金	163,430	172,089	59,711	65,349	42,215	45,773	52,352	56,553	3,100	3,351	6,052	1,061
合 計	446,982	280,357	86,091	86,913	53,908	52,353	67,299	67,853	164,445	3,869	75,240	69,369

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。



令和4年度業務収支

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	824	617	33	9	360	22	432	586	-	-	-	-
事業収入	6,748	5,743	4,907	4,213	489	382	1,144	1,067	63	-	144	80
保険料収入	3,322	2,975	2,673	2,350	-	-	648	625	-	-	-	-
回収金収入	2,730	2,305	2,234	1,863	-	-	496	442	-	-	-	-
保証料収入	296	240	-	-	296	240	-	-	-	-	-	-
求償権回収収入	193	142	-	-	193	142	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	207	80	-	-	-	-	-	-	63	-	144	80
収益合計	7,572	6,360	4,939	4,223	849	405	1,576	1,653	63	-	144	80
政府事業交付金繰入	-	10	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-
事業費	7,024	2,540	4,557	1,761	806	260	1,662	519	-	-	-	-
保険金	6,070	2,156	4,557	1,761	-	-	1,513	395	-	-	-	-
保険料払戻金	26	25	-	-	-	-	26	25	-	-	-	-
代位弁済費	806	260	-	-	806	260	-	-	-	-	-	-
国庫納付金	123	99	-	-	-	-	123	99	-	-	-	-
財務費用												
支払利息	57	3	-	-	-	-	-	-	34	-	23	3
費用合計	7,082	2,553	4,557	1,771	806	260	1,662	519	34	-	23	3
収 支 差	490	3,807	383	2,452	43	145	△86	1,134	29	-	121	76